

衆議院 文部科学委員会 議 録 第十五号

平成十五年五月三十日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 古屋 圭司君

理事 奥山 茂彦君 理事 鈴木 恒夫君

理事 馳 浩君 理事 森田 健作君

理事 鎌田さゆり君 理事 山元 勉君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 佐藤 公治君

理事 青山 丘君 理事 伊藤信太郎君

理事 小淵 優子君 理事 大野 松茂君

理事 岡下 信子君 理事 岸田 文雄君

理事 近藤 基彦君 理事 佐藤 静雄君

理事 谷田 武彦君 理事 中谷 元君

理事 林田 彪君 理事 松野 博一君

理事 森岡 正宏君 理事 柳澤 伯夫君

理事 大石 尚子君 理事 鳩山由紀夫君

理事 肥田美代子君 理事 平野 博文君

理事 藤村 修君 理事 牧野 聖修君

理事 松原 仁君 理事 山口 壯君

理事 池坊 保子君 理事 東 順治君

理事 黄川田 徹君 理事 石井 郁子君

理事 児玉 健次君 理事 中西 績介君

理事 山口わか子君 理事 松浪健四郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

文部科学副大臣 河村 建夫君

文部科学副大臣 渡海紀三朗君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

文部科学大臣政務官 大野 松茂君

政府参考人 矢野 重典君

政府参考人 遠藤純一郎君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 吉武 民樹君

文部科学委員会専門員 柴田 寛治君

委員の異動

五月三十日

補欠選任

山内 恵子君

山口わか子君

同日

補欠選任

山内 恵子君

山口わか子君

本日

政府参考人出頭要求に関する件

独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出

第九三三号(参議院送付)

独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出

第九四四号(参議院送付)

○古屋委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、独立行政法人日本学生

支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構

法案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として文部

科学省初等中等教育局長矢野重典君、高等教育局

長遠藤純一郎君及び厚生労働省年金局長吉武民樹

君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○古屋委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○古屋委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。馳浩君。

○馳委員

おはようございます。

時間の関係上、独立行政法人日本学生支援機構

法案についてのみお聞きいたします。

まず、今回の日本育英会等の独法化で最も重要

なことを冒頭にお聞きします。それは、独法化に

よって、奨学金を受ける学生の人数や受け取る額

が減ったりしないかという心配です。つまり、独

法化で育英奨学事業等の事業費は拡充していく

が、一方、人件費や管理費等は合理化していく

、こんなイメージを描いてよいのでしょうか。副大

臣にお聞きします。

○河村副大臣

おはようございます。答弁させて

いただきます。

馳委員御懸念の点、私どもとしても、その点が

なきようにということで、委員が御指摘のような

イメージで進めていかなきやいかぬと思っております。

これまで、学生支援機構に移るまでの段階に

ついても奨学金を拡充してきたこと、御案内のと

おりでございます。毎年充実に図ってきたわけ

でございます。現時点でも、この十五年予算を

見ても、前年度比で六百二十四億円増、五千七百

九十億円という事業費でございます。六万八千

人ふえてきた、こういう実績も持っております。

ございまして、そして無利子奨学金についても、

月額の増額を二千円でございますが図ってきた、

こういうことで実績を持っておるわけでございま

して、これはひとつしっかりこれからも、独立行

政法人日本学生支援機構となっても引き継いでい

かなきやならぬ、こう思っております。

特に、奨学金というものが、教育を受ける意欲

と能力ある学生が経済的な面で心配なきよう勉学

にいそしめるということ、これが大事なことであ

りますから、ぜひ進めてまいりたいし、同時に、

独立行政法人の機構の本来のねらいでもございま

すが、効率的な業務を遂行するという点で、人事

費、管理費等についてはできるだけ合理化に努め

る、そういう委員の御指摘のとおりイメージで

やっていきたい、このように思っております。

○馳委員

今、副大臣はこうおっしゃったんです

ね、これまでの事業規模を引き継いでいく。この

答弁は大いに不満があります。いいですか、平成

十五年度貸与人員が八十六万六千人、事業費総額

が五千七百九十億円。昨今の経済事情等を考えれ

ば、さらにこれを拡充していくと副大臣として答

弁しなければならぬのではないのでしょうか。

○河村副大臣

ちよっと答弁の仕方が悪かったた

うで、申しわけございません。

気持ちとしては、当然、これまでの実績をさら

に拡充しながらやっていくんだ、こういう意図で

ございます。

○馳委員

そろそろ概算要求に向けて、文部科学

省としても、そして我々議員としても大いに文部

科学省をバックアップしていく態勢をとらなけれ

ばなりませんので、引き続き副大臣にはその職に

とどまって今の答弁に責任を持っていたくよう

に、強く強くお願いを申し上げておきますが、し

かし、財政難の折、問題は財務当局との折衝であ

り、来年度予算がやはり心配であります。財務当

局が削減を要求してくることは十分予想がしま

す。

そこで質問ですが、今回の独法化でどのくらい

の人件費や管理費等の削減効果があるのか、この

点をぜひお示しいただきたいと思います。

○遠藤政府参考人

日本学生支援機構の具体的な

組織や予算等につきましては、十六年度予算で決

まるということになりますけれども、一つには、

理事長を含む常勤理事についてでございますけれ

ども、統合される五法人、合計で十五人おります

が、日本学生支援機構ということになりますと五

名以下となるわけでございます。それが一つでございます。それから、職員につきましても、統合される五法人の合計六百四十六人のうち、機構に移行するのは四百五十名程度ということでございます。それから、高校奨学金の都道府県移管に伴いまして日本育英会の都道府県支部を廃止するということなど、相当合理化が図られると考えておるわけでございます。

具体的な数字、全部どうなるかというのはこれからでございますけれども、例えば二百人程度の定員削減ということになりますと、年度予算で約二十億円程度、これは目の子でございますけれども、二十億円程度の削減になるだろう、こう思っております。

○馳委員 今具体的に二百人程度の人員削減とおっしゃいましたが、それを上回る削減をできるように、遠藤局長、努力をいただきたいと思っております。

参議院での議論を見ておきますと、育英奨学事業は無利子貸与の第一種奨学金が基本で、有利子の第二種はその補完でしかありません、ですから無利子をもっとふやせ、将来は有利子をなくせという議論が多く目につきました。

しかし、有利子といつても年率は〇・二%。百万円借りたとしたら、利子は年間で二千円しかありません。これをほかの教育ローン制度と比べると、例えば、国民生活金融公庫の利子が年一・六%ですから、百万円借りたとしたら二万六千円、民間銀行だと固定金利で三・五から六・五%ですから、同じく三万五千円から六万五千円となります。いかに〇・二%が安いかわかると思っています。

そうであるならば、財政難の折、第二種の財源である財政融資資金の方が第一種の財源の一般会計からの貸し付けより借りやすいという事情であるならば、現実の運営としては、一人でも多くの学ぶ意欲のある学生に奨学金を貸与すべきであるということからして、第二種の有利子貸与の方が増加しても仕方ないと私は考えます。

しかし、問題は、この〇・二%という低利を今

後も維持できるかどうかであります。この〇・二%は財政融資資金と連動しての数字だと思いますが、もしこれが高くなった場合、どう対処するのか。例えば利子補給金を別途入れていくつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○遠藤政府参考人 現在、有利子奨学金の学生に対する貸与利率でございますが、在学中は無利息、卒業後が年三%を上限となっております。また、有利子奨学金の貸与原資でございます財政融資資金の調達利率が年三%に満たない場合には、この調達利率、現在、御指摘のように〇・二%となっておりますけれども、これと同率とするということとを政令で定めておるわけでございます。

現在、在学中の無利息分や、死亡等による返還免除や返還猶予に係る利息負担分につきましては一般会計予算より利子補給を行っておりますし、仮に財政融資資金の調達金利が年三%を超えた場合につきましても、その超える部分の利息負担分につきましても利子補給を行うということになっております。この仕組みは独立行政法人化後におきましても維持をしてまいるところでございます。

○馳委員 こういう制度は奨学金だけの制度であり、高く評価したいと思えます。しかし、三%は現在の〇・二%に比べたら相当高いと思えます。将来の経済状況にもよりますが、一%くらいを上限にできないのか、文部科学省としても政府全体に働きかけてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 利息の上限を年一%に引き下げてはどうか、こういう話でございますけれども、貸与原資でございます財政融資資金等の調達利率が上昇した場合に、先ほど申し上げましたように、調達利率と貸与利率の差額である政府の利息負担が大きくなるわけでございます。利子補給金の新たな財源確保が必要となるということでございまして、現下の厳しい財政状況のもと、継続的に適切に事業規模を確保するという観点からも、この点については慎重に検討しなくてはならない

い、こういうふうに考えておる次第でございます。○馳委員 今の慎重に検討するは、前向きに検討するというふうに理解いたします。これは、金を貸してもうけるというふうな筋合いのものではなくて、やはり学生の学ぶ意欲、そして教育の機会均等という大きな目標があるわけでありまして、そのために組織も見直して合理化しようというわけでありまして、その点、しっかりと押さえておいていただきたいと思えます。

次に、機関保証制度について質問いたします。今回、保証人、連帯保証人が見つからない学生のために、保証料さえ払えば保証機関が保証人になつてくれる制度が新設、予定されておりますが、問題は、どこがその保証機関になるのか、保証料は幾らか、支払い方法は毎月なのかなどが最大の関心事だと思います。

この点、参議院の質疑では、保証機関は公益法人が適当で、保証料は、収支バランスを基本に学生の負担状況も踏まえて設定したいと答弁されております。しかし、これだけの答弁では納得できません。もっと詳しい内容がわからなければ、立法院に対して、まるで省令に白紙委任してくれと言わなければなりません。

例えば、保証機関は公益法人が適当であるならば、候補となる法人も特定されているであろうし、その下の交渉なども当然行われていると思えます。そうであるならば、保証料も大体はわかっているであろうし、この点をしっかりと委員会場で示すべきと思えますが、いかがでしょうか。

関連して、どこまで省令でこの機関保証の仕組みを縛るのか。支援機構と保証機関の間で自由に決められる契約事項は極力少なくして、第三条の「教育の機会均等に寄与する」という目的を最大限生かすようにすべきではないでしょうか。したがって、保証料なども省令事項にして、保証料が高くないような縛りをかけるべきではないでしょうか。

また、もし省令にできないのなら、保証機関選

定に当たっては、この事業にふさわしい資格があることを前提にしつつ、入札等を導入して競争原理を働かせて、少しでも保証料が安い機関を選定できるようにすべきではないでしょうか。

○遠藤政府参考人 日本学生支援機構が実施します奨学金事業は教育施策の一環として行うものでございまして、その保証業務につきましましては、利益を得ることを目的に実施するのではなく、収支のバランスがとれているということを基本にして、学生の負担状況を勘案し、奨学金事業にふさわしい安定的な制度とすることが必要である、こう考えております。

保証料を含め、機関保証制度の具体的な制度につきましましては現在検討を行っているところでございますが、保証料につきましましては、国または日本学生支援機構が徴収するものではなく、民間の保証機関が徴収し、保証業務を実施するものであるということなどで、省令で定めることにはなじまない、こう考えております。

機関保証制度の実施主体でございますが、業務利益を見込まないほか、主務官庁でございます文部科学省の監督のもとに、継続的、安定的に業務を行うことが可能であるという観点も踏まえまして、公益法人とすることが適当だ、こう考えておる次第でございます。具体的な公益法人の選定に当たりましては、機構が行う奨学金事業との連携を十分に図ることができるといふこととともに、より安い保証料を設定することができるといふ観点から行つてまいりたいと考えておるところでございます。

保証料の水準はどうか、こういうお尋ねでございますが、これも、安いところでやっていたという話として、一つのシミュレーションとして申し上げますと、制度への加入割合とか代位弁済率等によつてこの水準は変わってくるわけでございますので、これだといふことが言えないわけでございますが、仮に約半数の方が加入したとしまして、返還完了までの保証期間、これは最長二十年でございますが、毎年の債務額について、年

率約〇・五から〇・六％程度の保証料になるんじゃないか、こう考えております。今の国民生活金融公庫の教育貸付制度における保証料は年率一・一％、こうなっておりますので、こういうシミュレーションでいくと、〇・五から〇・六％程度の保証料になるのではないかと。

これをまた単純に計算しますと、貸与総額が例えば二百万円の無利子奨学金の場合でございますと、返済期間は十四年以内、こうなりまして、保証料の年率が仮に〇・五％ということになりますと、保証料は全体として約七万四千円程度になる。これを奨学金をもらっている大学四年間で支払うということになりますと、一年で約一万九千円、これは月々ということになりますと千七百円、こんなようなシミュレーションでの仮の計算ができるということでございます。

○馳委員 今の答弁はきつちりと議事録に残りますので、こういった範囲を超えないように、声が大きくなりましたが、超えないように。局長、笑っている場合じゃないです。本当にこれは、学生さんあるいは御家族の立場を考えると、しっかりとその辺は踏まえてやっていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、大学院生に対する返還免除制度についてお聞きしたいと思っております。

これは、特にすぐれた業績を上げた大学院生に対する卒業時返還免除制度であります。ここにはスポーツや文化活動で業績を上げた者も含まれております。この場合、例えばオリンピックでメダルを獲得した大学院生などが対象になると思いますが、もし高校生や大学生の場合は、返還免除の対象にならないこととなります。これはとても不公平だと思えます。また、スポーツの場合、すぐれた業績を残す選手は、大学院生は少数で、高校生や大学生の方が圧倒的に多いはずであります。そう考えると、スポーツにも門戸は開いているように実態は形だけにすぎないと言っても過言ではありません。

そこで、スポーツや文化活動の場合は特例を設

ける必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 大学生や高校生のスポーツや文化活動についても返還免除の対象にすべきではないか、こういう御指摘でございます。

これは、一つには、厳しい財政状況のもとで奨学金事業の充実を図るためには、できるだけ返還金の確保を図り、資金の効率的運用に努める必要があるということが一般的でございます。大学及び高等専門学校における返還免除制度は平成十年に廃止をされた、こういう経緯がございます。こういう状況を踏まえ、御指摘の点につきまして将来の研究課題かなというふうにご検討をお願いいたします。

また、高校奨学金につきましては、今回の法案によりまして都道府県へ移管することになっておりまして、その返還免除制度につきましても各都道府県において検討されるべき課題である、こう考えておる次第でございます。

○馳委員 大体、そういうしやくし定規なことを言っているから役所はだめなんです。遠藤さん、いいですか。今、私は特例として言いましたけれども、スポーツもそう、文化芸術活動もそうです。が、学校に学んで、それだけの能力を身につけて発揮した、これは国家にとっても、というよりも、非常に教育効果の上がった成果ではないんですか。そういうことを評価できないような政府はいかぬかと私は申し上げて、質問を終わります。検討してください。

○古屋委員長 斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫です。時間が十分ですので、早速質問に入らせていただきます。

今回、日本育英会その他の組織が発展的になつて、日本学生支援機構と。私は、この育英という言葉がなくなったということをまず評価したいと思います。

いろいろな御意見があるんですけども、育英奨学金というのは、英才を育てる奨学金。一部、

対象がごくごく、もっと言うと国家に役立つ英才を育てる奨学金という意味合いが強かったと思うんですが、私たちは、この奨学金制度、育英奨学金ではなくて教育奨学金、つまり勉強意欲のある人をすべて対象にする教育奨学金制度にしたいかなってはいけな、このように主張しておりますが、今回、その趣旨で育英という名前がとれたんだと思えます。

その点は評価したいと思います。一部に、育英会がなくなるので奨学金制度が後退するのではないかと、こういう心配がありますが、そうではないんだ、いよいよこの奨学金、教育奨学金として充実させていくんだということを、まず副大臣にお伺いしたいと思います。

○河村副大臣 大事な御指摘だというふうに思います。

奨学金事業、これまでも、意欲と能力がありながら経済的に恵まれないというようなこともあつて進学が阻害される、そんなことのないようにというふうな経済援助を行う面、そして、そういう観点から教育の機会均等の実現をいわれる奨学金の意味の観点、同時に、学業にすぐれて、そして次代を担うすぐれた人材を育成する人材育成、こういう二つの観点、理念で行ってきたところでございます。特に近年は奨学金の側面を重視して、有利子奨学金の貸与基準の緩和を図る等々、奨学金事業の充実を図ってきたわけでございます。

今後、日本学生支援機構におきましても、独立行政法人としての管理運営面の合理化を図りながら、奨学金事業自体については、これまでの無利子奨学金、そして有利子奨学金の仕組みをしっかりと維持しながら、教育の機会均等の理念、この実現のためにさらに充実を図ってまいりたい、このように考えております。

○斉藤(鉄)委員 次に、法科大学院の奨学金についてお伺いします。来年四月には、いわゆる初めての専門職大学院である法科大学院がスタートします。しかしながら

ら、授業料は年間二百万円を超えるのではないかと、いふように言われておまして、このままではお金のない人は法科大学院に進学できない、このようになってしまいます。

法曹界を見ておきますと、若いころ苦学をして司法試験に受かった人が人情弁護士になって大変すばらしい仕事をしているという例も見られるわけでございます。こういう本当に経済的資力のない人にも門戸を開かれた法科大学院でなくてはならない、このように思います。

いわゆる専門職大学院、これから出てくると思います。社会人も多く入ってきます。家庭を持った人も多分これから学ぶような、そういう専門職大学院になると思います。そういうことへの奨学金制度、これはどのようにお考えでしょうか。

○遠藤政府参考人 法科大学院についてでございますけれども、法科大学院は、実務家教員の確保や少人数による双方向的、多方向的授業などが必要とされまして、その整備には多額のコストを要するということが予想されるわけでございます。そして、何よりも、我が国の三権の一翼を担う法曹の養成という重大な使命を帯びるものでございまして、国として多面的な支援を検討する必要があります。この認識しておる次第でございます。

奨学金につきましても、各大学の授業料や入学定員等の設定状況をもあわせて勘案しながら、経済的な理由により進学することが妨げられることのないよう、来年度の概算要求に向けまして、貸与人員、貸与月額の水準についてさらに具体的な検討を進めてまいりたい、こう考えております。

○斉藤(鉄)委員 我々も注目して発言していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。次に、海外の大学へ留学する人への奨学金でございます。

日本人が日本の大学へ進学した場合奨学金制度があるわけですが、海外の大学へ行った場合奨学金の制度はありません。しかし、今や、国際化時代、海外の大学も選択肢になっているという時代でございます。海外留学をした人への日本政府が

らの奨学金、これも私は今後考えていくべきだと思ひますが、この点についてはいかがでしようか。

○遠藤政府参考人 昨年十二月に取りまとめられました新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議の報告におきまして、意欲と能力のある日本人学生が海外留学に挑戦することが一層容易となるような奨学金のあり方について検討が必要である、その旨提言されておるわけでございます。厳しい財政状況のもとではございますが、日本人学生の海外留学を一層推進するという観点から、新たな奨学金制度の必要性につきまして、今後具体的な検討を行つてまいりたい、こう考へております。

○斎藤(鉄)委員 今後具体的な検討を行つていくと。そうしますと、海外に留学した学生さんについて、この学生支援機構の枠組みの中でやっていく、こういう理解でよろしいでしようか。

○遠藤政府参考人 そういう方向で具体的な検討を行つてまいりたい、こう考へております。

○斎藤(鉄)委員 これもしつかり検討をお願いしたいと思ひます。

それでは、最後に、ことしから導入されました、入学金を対象とした奨学金、これはいわゆる有利子のきぼう21プランの中の一つの枠として、三十万円掛ける二万五千人という、入学金を対象とした奨学金が創設されました。このこと自体は、我々提案をした者として非常に評価をしているわけですが、しかし、実際の運用では、国金にいわゆる教育ローンを申し込んで断られた人が対象になるということございまして、窓口では大変な混乱が生じているというふうに聞いております。

そもそも、国民金融公庫の教育ローンは親を対象にしたものでございます。奨学金は学生本人を対象にしているものでございまして、そもそも制度そのものが違う。それを、国金に断られた人だけを対象にして奨学金の枠をつくるという考え方も、そのものが私は間違つていゝと思ひますけれども、この現在の混乱にどう対応し、今後どのようにしていこうとされているのか、この点について

お伺ひします。

○遠藤政府参考人 入学時に必要な学校納付金や教科書購入費等の準備で借り入れを必要とする家庭に対して、従来から、御指摘のように国民生活金融公庫の教育貸し付けが用意されておるわけでございまして、家計の収入が足りないなどの特別の理由のため、この教育貸し付けが受けられないという人がいるわけでございまして。日本育英会の入学時増額貸与奨学金制度は、これらの国民生活金融公庫の教育貸し付けを受けられない人たちを対象として、その資金需要に対応するため、国の施策の一環として、有利子奨学金の入学直後の基本月額に三十万円を増額して貸与する新たな制度といたしまして、今年度から設けられたものでございまして。

本制度につきましては、これまで、学生や大学等の奨学金事務担当者等に対して、制度の趣旨や具体的な取り扱いについて周知を図つてきたところとございまして、本制度の貸与条件などにつきまして、学生等への周知が十分でないとの御指摘をいただいたところでございまして。このため、学生が学校の窓口で混乱することなどがないよう、さらに各学校に対して制度の周知徹底と奨学金希望者に対する申請期限の弾力的取り扱い等を要請しますとともに、新たに学生向けのリーフレットを作成しまして各学校を通じて配布することといたしまして、この点、五月の九日付で日本育英会から各学校あての文書を出しまして、各学校における丁寧な周知と指導の充実に努めているというところでございまして。

今年度につきましては、既に事業が進行しているということもございまして、引き続き運用面で万全を期してまいりたい、こう考へておるわけでございまして。また、来年度以降の取り扱いにつきましては、特殊法人改革や財投改革によるさらなる事業の整理合理化等が求められている状況ではございますが、厳しい財政状況等を踏まえた資金の効率的活用の観点にも留意しながら、今年度の

利用実態等を分析し、事業対象のあり方を含め、文部科学省としてどのような対応が可能か、財政当局とも十分相談しながら必要な検討を進めてまいりたいと考えておる次第でございまして。

○斎藤(鉄)委員 この入学金を対象とした奨学金、文部科学省も、抵抗する財務省と闘つてかち取られて、その過程で、妥協せざるを得ないこととして、この国金との関係でそういうことになつたというのはいくぶん理解できるものであります。文部科学省の関心も非常に評価するものでございしますが、ぜひ来年からは、国金とは異なる制度というところで、すっきりした形にしていきたいということをお願いして、質問を終わります。

○古屋委員長 山口壯君。

○山口(壯)委員 おはようございます。山口壯でございます。

きょうは、日本学生支援機構法案の質問をさせていただきます。

奨学金の制度ですから、これは我々の日本の唯一の資源とも時に言われる人材をどうやって生かしていくのか、そして、我々がこの経済が非常に苦しい中で、唯一あしたにつながる将来の人材を、どうやってすべての人にチャンスが与えられるように確保していくのか、大事な話だと思ふんです。

そういう意味で、この学生支援機構についていろいろ伺う中で、奨学金制度全体についての話、あるいは、さらに今の枠組みを越えていろいろな新しい発想の考え方があり得るのかどうか、その辺についてきょうは一緒に議論させていただければと思ひます。

先ほど議員の方からお聞きになりましたけれども、まず、この日本学生支援機構ができることによつて、今までの育英会の行つていた奨学金事業、このことに何か変わりがあのかどうか、基本的には独立行政法人に移すということとしてとらえていいのかどうか、この辺についてまずお伺ひできますでしょうか。

○河村副大臣 山口委員も御案内のとおり、日本

育英会の奨学金事業、意欲と能力のある学生の支援のためにということで、これまで毎年充実に図つてきておるところでございまして。十五年度予算も五千七百九十億円の事業費で八十六万六千人の学生等に奨学金が貸与されているということでございます。

そして、いよいよ日本学生支援機構に転換をしていくわけでございまして、二点ほど、大学院生の返還免除制度といいますが、教育・研究職についたら免除するというあの制度が考え方をええたということ、それから高校奨学金、これを県に移管する、この二つが大きな変化でございましてけれども、基本的な奨学金事業の根幹というものはこれからもしっかりと継続をし、維持し、発展をさせていく、それから貸与条件等についても基本的に従来と同様にしていくということで、これまでやってきた育英奨学金事業をきちんと継続し、さらに拡充していくという方向でやってまいりたい、このように考えております。

○山口(壯)委員 非常に前向きな答弁をいただいたと思ふんですが、他方、我々の知つている育英会の事業でも十分かどうかという話はやはり残ると思ふんですね。今、この十五年度の奨学金の額、これは例えば無利息の方で見ますと、大学について、国公立の場合に、自宅から通つていく人が四万四千円、自宅外でも五万円。例えば国立大学で授業料が幾らだったのか、今何か五十二万八千円になったそうで、これは十二で割ると一月当たり四万三千四百円ですか、もう十四倍とか十五倍まで膨れ上がつて、この四万三千四百円の授業料が要るときに、四万四千円の無利息貸与の奨学金。したがって、生活費にはほとんど回らないというふうな状況なわけですね。そういうことを考えると、この現状のあり方というもので果たしていいのかどうかという議論がどうしても残ると思ふんです。多分、学生支援機構を今度おつくりになるときは、その辺の議論はまだされていないかと思ふんですけれども、

まず最初に、今のこの制度についてどこか変えた
いというようなことを御議論されているのであれ
ば、そのことについてお教えいただけますでしょ
うか。

○河村副大臣 奨学金の考え方、これまでいわゆ
る教育の機会均等の観点と、そしてあわせて優秀
な人材を育成するという両面があつて、これから
の方向としてはできるだけ機会均等といひます
か、奨学という意味で、そういう方向へ持つてい
こうという考え方、この基本理念に変わりはない
わけでありすが、私は、奨学金はできるだけ多く
の人に、希望される方はできるだけ受けられる
ようにという方向をもっと拡充していかなくやい
かぬと思つております。これは、財政事情といふ
ものがございしますから、どうしてもその制約を
ある面受けざるを得ないわけでございます。

十八歳以上のいわゆる自立型社会の形成といひ
ますか、あるいは自己責任、意欲と能力のある学
生が経済的に自立してみずからの意思と責任で学
ぶ、やはりその方向で事業を拡充していくといふ
ことが必要ではないかな、こう思つておるわけ
でございます。限られた財源でありますけれども、
無利子奨学金の充実、この方向はやはり強めてい
かなきやありませんが、同時に有利子奨学金もさ
らに活用しながら、全体の奨学金制度が拡充され
る、そしてできるだけ多くの方々に奨学金が行き
渡るという形がこれから望まれる姿ではないか
な、私はそう考へておるわけでありす。

○山口(壯)委員 財政事情の話といふものを一番
先にどうしてもお考へになつておられる、これも
よくわかるんですけれども、今、我々自身がどう
やつてこの閉塞感を打破しようとしていふかとい
うときに、やはり何か新しい発想といふものがど
うしても求められていると思ふんです。

ちなみに、今私は国立大学、公立大学の額を言
いましたけれども、私立の場合には、国公立が四
万四千円だったものが五万三千円、そして自宅外
の方は六万三千円、こういうふうになつていふわ
けですね。他方、授業料から見ると、国立大

学が今五十二万八千円。私立の平均をとつた数字、
一つの数字でいただいていふのが八十万四千三百
六十七円、これは十二で割ると六万七千三百四十
円ですね。六万七千円授業料がかかるときに、無
利息でいつた場合には、もう授業料も払えないと
いう状況で、ましてや生活資金までカバーできな
い、こういうことですね。

今、河村副大臣が、無利息だけじゃなくて有利
子のものを、きぼう21プランといふものですか、
これがあるからと。他方、副大臣、この額を見て
みましても、三万、五万、八万、十万の中から選
択できる。一番上のものがとれたとしても十万円。
果たしてこれで、言つてみれば、非常に厳しい生
活事情の家庭の子が私立の大学に入つた場合に
十分だろうかといふことを考へた場合に、やはり
これは何とかしなくやいけなないんじやないかな
と思ふんです。

今、文部科学省と例へば財務省、こういう関係
だけ見ると、言つてみれば資金の話といふのも前
年度比何%ふやしたかといふようなことに落ちつ
いてしまふと思ふんですけれども、だけれども、
我々、後でお聞きしますけれども、厚生省の持つ
ていふような年金積立金といふような話もいろ
ろ念頭に置くことができるんじゃないかなと思ふ
んです。

ちなみに、我々が今の仕組みについて一つ広げ
得る話、今斉藤議員の方からも、意欲のある人
すべてにチャンスが与えられるようにといふことを
御主張なさつていふ話もありました。その
趣旨でいふと、例へば、今のシステムは成績がい
い人にしかこの奨学金といふのは渡らないよう
になつていふわけですね。あるいは親の収入の基
準といふものもあるわけですね。そういうことに
ついて今回は検討をされたのかどうか、あるいは
できなかったのかどうか。その辺についてはいかが
でしょうか。

○河村副大臣 これは、有利子の場合には特に財
投との兼ね合いもあつて、有利子の場合の財務当
局との話も、この部分については話が早いわけ

すね、有利子でやりたい、これをふやしたいとい
うことについては。そこで、御案内のように、今
まではこれにも成績は三・二以上とかいふのが
あつたんですけれども、これはもう外そうと。そ
れから家計基準も、千二百二十万だったものをさ
らに一〇%緩和して千三百四十万といふ数字。
こういうことをいたしますと、大体の学生は希望
すれば奨学金をもらえるという方向に行くんでは
ないかといふことであります。

ただ、もちろんこれについても、まだまだこの
制限にかかつていふ方もおられるようでありま
すから、こういうものも本当はもう取つたうべき
ものな、あるいは、裕福な家庭については、本
当は奨学金といふのは困つていふ方に多くし
たいから、そういう家庭はむしろ自分でちゃんと
いくべきではないか、こういう二つの考え方
があります。

それはもちろん、その家が裕福であらうとどう
であらうと、自立して自分の責任で先をやること
なんだから、それとは関係なしにやるべきだとい
う議論もありまして、そのところはまだ、私と
してはそれはもう外すべき方向ではないかと思
つてありますけれども、財政当局との話し合いの
中で、どこかに基準を設けないと、これはもう、
全学生が希望した場合には、今の奨学金を五倍か
六倍ぐらいにふやしていかなきやできなくなる、
だから需要に応じ切れなくなるといふこともあ
つて、今そういう制限を設けておるわけございま
す。

この奨学金は後返つてくるものであります
から、実際にふやす部分といふのはそんなに大
きな金額ではありませんので、努力してふやすこと
にやつてできるだけ多くの皆さんが奨学金を受け
られる。もちろん、利息も払わなくていい部分も
同時にふやしますけれども、この根幹を守りなが
ら、多くの皆さんが奨学金を受けられる方向に行
くといふことで、成績の基準、親の収入、かなり
そういう議論はいたしながら、今、家計基準の
ところ

ます。

○山口(壯)委員 今、河村副大臣の方からは、私
は前向きな答弁がいただけたと思ふんです。成績
基準による学生選別、これを廃止したらどうか
という議論があたりだといふ答弁でした。

確かに、将来の例へばノーベル賞をとりそう
な人、こういう人が必ずしも成績優秀者じやない
わけですね。御自分で言つていた話ですからいい
と思ふんですけれども、小柴昌俊さん、成績が優
秀じやなかったといふ話ですから、そういう意味
では、成績が優秀であるから、では奨学金といふ
話はいは親の収入いかによつて言つてみればス
クリンにかけられる人が出てくるといふのも、こ
れも今副大臣がおつしやつたように、親から自
立できない大学生、入つてしまふと本当に勉強し
ていふのかといふ状況になるようであれば、日
本の高等教育の実態といふものはまだまだ改善
していかなくやいけなないといふことになるわけ
ですね。

河村副大臣にもう一度伺ひしますけれども、
この成績基準あるいは親の収入基準、こういう
ものは取つた方がいいといふふうと思つておら
れますか。

○河村副大臣 有利子、無利子の問題がござい
まして、無利子の方については、まさに成績は頑
張つていふだけでも経済的に豊かでない人た
ちを優先したい、そういう人たを奨学金で優先
してやる、やはり国家の財政を使うわけであり
ますから、そういう考へ方でも導入されてきた
し、その考へ方は底流にあると思ひます。

だから、それは確かに、優秀といふのは一体
何なんだといふことで、大器晩成といふことも
ありますから、今たまたま点数が〇・一以下だ
ったような人が先がないか、そんなことはあり
ませんけれども、どこかに基準を設ければまあ
そういうことだろうといふことで、これまでや
つてきており
ます。

無利子と有利子といふものがございしますから、

まず皆さんは無利子を希望される、そのときの基準をどうするんだということで、今それを置いておるわけでございまして、私は無利子については若干そういうものが残ることは今の段階ではやむを得ないと思いますが、有利子の方についてはもう完全にそれはなくす方向でいくべきであらう、こう今思っております。そうすると、もうどうんと希望者が来たときに対応できないので、どこかに歯止めをかけてくれというのが今の財政当局のといひますか、我々そのものがこれは受ける責任がございしますから、私も、自分の気持ちとしてはこれはもう全部外したらい、こう正直思っております。

ただ、それを言いますと、皆さんの方から、希望的観測、希望を述べるだけじゃだめだ、実現しなきゃ、こうなりますから、こつちから言いますと、これはまた責任がある問題で、そうやって皆さん応じられたけれども応じ切れないということでは成り立ちませんから、残念ながら今それを残しておりますが、さらに拡大するなりしながら、あるいは家計によつても、一人の子供のところと兄弟がみんな行っているところとかありますからね、そういうところも全然また負担がありますから。

そうしたきめ細かな対応も考えながら、できるだけ応ずるように、我々としては最大の努力をするということに向かっていきたいと思っております。

○山口(壯)委員 河村副大臣は、自分としては外した方がいいと思うという話です。横で大臣が、本当に言っちゃっていいのみたいなお顔をされていきますけれども、ぜひそういう方向で行っていた方がいいと思うんです。

参議院の議事録を読みましたら、河村副大臣に対して、私がいつも一緒に仕事をさせてもらっている佐藤泰介議員の方から厳しい言い方をしていますね。

成績要件やそれから収入要件撤廃すべきだと、河村大臣、強く言われました。何で新しい機構

に行くときにそこまで検討しないんですか。それが望ましい望ましいと先ほど来言っておったですよ。だったら、何でこの新機構にするときにそこまで踏み込んだ検討、現在は駄目だ、これぐらいになったらできると、そこまでやっぱ検討すべきじゃないですか。方向性としては正しい、希望者全員受けるべきだと。答弁だけでは何でもできますよ。具体的にやらにやいけな。と厳しいことを言っていますね。

ぜひ、河村副大臣が今思っておられるようなことをどうやってたら実現できるのか、それを私はきょうは、これからの後の議論でいろいろさせていただきたいと思うんです。

そして、今お話しになった、すべての希望者に果たして渡せるかどうかという中で、適格者数という概念と、実際にその中でどういう割合で採用になったかという話があると思います。

きょう、私は、細かい数字は全部自分で言いますから、そのためにきょう大臣と副大臣のみというふうにさせていただいたので、でもせっかく局長さんがおられますから、もし万が一間違っていたら、目で合図していただければ。

この適格者数という話、例えば大学で見た場合に、八万八千四百五十五人の人が適格であらう。他方、実際に採用になったのは四万二千九百五十八人。半分以下ですね。

全部数字を見ますと、高校の場合には、この適格者数と採用者数が一〇〇%完全に一致している。三万一千二百九十一人の人が適格者で、なおかつ、その人たちがすべてが採用になった。

短大の場合でもやはり開きがありますね。一万一千七百三十三人の人が適格なのに、採用になったのは七千四百二十三人。

大学院の修士、博士についても、どうしても開きがある。修士の場合には二万四千三百二十人が適格者だけれども、採用になったのは一万六千七百八十人。博士課程の場合にも、七千七十人の人が適格だけれども、採用になったのは六千六百五十三人。

高専の場合には、二百十五人の人が適格で、二百十五人が採用になっている。

そういう意味で、適格者数と採用者数の間にどうしても開きがあるんですけれども、今、河村副大臣の言われたような、できるだけいろいろなスクリーニングの基準を撤廃しようと考えているし、現実にはかなり撤廃してきている。そういう意味では、この適格者数と採用者数の間のギャップの話、このことについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○河村副大臣 参議院の議論でも、この点の御指摘があったように覚えておりますが、これは第一種と第二種で、結局、格差がある方は、やはり条件がついている。成績と財政と両方についている。特に成績がひっかかるのではないかと思うんです。

高校までは親が見る。今、高校進学率が九七%ぐらいまでいっていますから、親の方も高校まで見るよということですから、どうしても必要だという方々がかなり限局されて、採用数が大体びしゃつと、数が多くありませんから、こちらもそれに応ずるだけの用意ができたわけでありまして。

大学の場合には、適格者との間に半分の乖離があります。これはやはり成績等々で振り分けましますものから、どうしてもそういう問題が起きるおそれがあります。これを外せばかなり詰まるだろうとは思いますが、これを外せばかなり詰まるだろうとは思いますが、無利子の数に限度があるということ。

それで、この方々は今度はこつちの第二種へ回ってくるわけです。第二種で見ますと、有利子で見ますと、大学でも八万三千のうち七万一千というんですから、もちろんこれでも一万二千も外れるんですけれども、かなり希望に近い数字になつてきておると思います。

私は、少なくとも、一種の方で残念ながら外れたという人は、その後、第二種に回れば全員が受けられるような格好、この数字で見れば限りは、あと一万二千ですから、そのためにやはり予算をもつととるということ、これは我々が努力をしな

きゃいけない、また皆さんの御支援もいただかなきゃならぬ点だ、こう思っておるわけであります。

○山口(壯)委員 今、河村副大臣、成績でひっかかるからおつこつたんじゃないかというのは、多分、これは理解が若干違うんじゃないかなと一瞬、後ろで戸渡課長が心配されています。私も中国大使館と一緒に勤務していたものだから、よくあれなんですけれども。

成績の基準も合っているし、親の云々も合っている、これが適格者というふうに言うんじゃないでしょうか。だから、適格者というのは、そもそも成績の基準もクリアした人じゃないんでしょうか。

○河村副大臣 失礼いたしました。

結局、これは予算上の問題でこういうふうになったというのが正しい、私は認識を間違っております。今、今のような方々を第二種で救済する形に今のところなっているということですから、これはその数が確保できるように、あとは予算といひますか、枠をとっていくしかない課題だな、こういうふうに思っております。

○山口(壯)委員 そういう意味では、今の現状の基本的な姿勢、育英会がやっておられる方針というのは日本学生支援機構にも受け継がれて、したがって、今回はその枠をはみ出ることなく、枠をはみ出るといふか、そこから一歩ぐっと前に出ることなく基本的には、確保される予算の量によって対応という話が今の現状の議論ですね。

ちなみに、今回、独立行政法人という格好にこの機構がなるわけですから、そういう意味では、これからは日本学生支援機構が、奨学金の事業規模あるいはそのやり方、例えば、先ほどのスクリーンのかけ方も含まれると思えますけれども、そういうことについて、今度は日本学生支援機構がやることになるのかどうか。この点はいかがでしょうか。

○河村副大臣 独立行政法人になるわけでござい

ますが、独立行政法人の基本的な概念というのは、政策の企画立案機能は主としていわゆる中央省庁

側にいますか、そして実施機能は可能な限り
独立行政法人に分離するという基本概念が行政改
革会議の最終報告にあり、その方向がまとめられ
たわけでございます。

これも、奨学金の事業規模、方式等々の問題に
ついては、これはやはり国の責任で政策的に決定
をしながら、そして必要な財源をとるというところ
も我々の責任でございますが、独立行政法人学
生支援機構は、国が決定した事業規模とか貸与方
式、そのもとで効率的で透明性の高い法人運営を
していくということで、まさに適切な業務執行を
この機構がやるということになるわけでございます
ので、今の、どの範囲まで適格者をさらに現実
に合わせていくかという基本的な考え方は、これ
はやはり国の責任で決める、これが今の基本概念
にあるわけでございます。

○山口(社)委員 奨学金の事業規模とかあるいは
方式は、独立行政法人になった学生支援機構じゃ
なくて、国が決める、こういう答弁ですね。

そうなつてくると、今、適切な業務執行が可能
になるように、透明性を確保するために今回の独
立方式でやるというふうに言われますけれども、
育英会の今までの話がそれほど適切でなかったと
も私には思えないんですけれども、その点、どう
いうメリットがあるというふうに考えて、今回、
独立行政法人にされるのでしょうか。

○遠山国務大臣 今回、独立行政法人になるとい
うことで、これは御存じのように、今また河村副
大臣から御説明いたしましたように、そもそも国
がやるべき事業であるけれども、その実施につ
いては、外の事業体、組織でやった方がいいの
ではないかという部分の実施についてだけは独立行政
法人にしていきたいということでございます。

今回、特に育英会につきましては、冒頭の御質
問にもあったわけでございますけれども、奨学金
事業そのものの大枠はそのまま引き継いでいくと
いうことでございまして、そこは揺るがないわけ
でございますけれども、今回お願いしております
独立行政法人化の場合には、奨学金事業というの

を中心しながらも学生を支援するという角度で
さまざまな仕事があった、それらのことを統合し
てやっていくということでございます。

したがって、育英会のあり方そのものとい
いますよりは、そのことについては先ほど答弁し
たとおりでございますけれども、さまざまな学生
を支援していく、特に留学生の問題なども含めて
しっかりした窓口をつくっていく、実施主体をつ
くっていく、もちろん御存じの上での御質問とは
思いますが、そのことが、学生支援の総合的な実
施というために今回独立行政法人にしていこうとい
う大きなねらいであるということについて、御理
解をいただきたいと思います。

○山口(社)委員 育英奨学事業を引き継ぐとい
うことになる、例えば今まで回収されていらない額
というものが時々議論になっていて、これをも回
収していくのかどうか。例えば千五百億あるん
じゃないかという話もありますね。「日本育英会」
という資料によると、返還を要する債権額、十三
年度末のものについて延滞債権になっているもの
が千五百六十二億、多分このことだろうと思
いますけれども、他方、回収状況の中で出てくるこ
ととしての要回収額のうち未回収額は三百五十六億
円。

私もその辺ちょっと頭が整理できないんですけ
れども、実際問題、育英事業によって奨学金を今
まで貸し付けた、このことの回収状況というものを
文部科学省としてどういうふうに評価されてい
るのか、これから新しいスキームを考えていく場
合にその辺が非常に大事だと思うので、お聞かせ
いただけますか。

○河村副大臣 せっかくの奨学金ではあります
が、やはりこれは返していただきますと、次の
方のためにということでありまして、回収とい
うのも大事なことでございます。

それで、数字を見ましても、平成十三年度末現
在で滞納額は三百五十六億円あるわけございま
す。そして、これまで、要回収累計額一兆七千六
百三十一億円に対して、未回収率は二%、回収率

九八%、こうなつておるわけでございます。これ
は、返還日を一日でも過ぎたものに対してすべて
の額を集計したものでありますから、すべての額
が回収不能になるというものではない、数字がこ
ういふふうなあらわれ方をしております。

平成十三年、単年度だけで見ると、未回収額
三百五十六億円が、ずっと今まで累積したもの
も含めて残っておりますから、十三年度だけで返
てくる金は千七百三十三億円ありますから、それ
で見ると三百五十六という数字が大きくて二〇・
九%、ですから約八割弱ということになっておる
わけでございます。

どう見ても、見方はいろいろございますが、し
かし、いずれにしても、この貸付資金をまた原資
の一部として活用しなきゃなりませんので、滞納
はやはり事業を円滑に進めていく上で重大な支障
を来すものですから、このことについては、機構
に移ってからでもさらに、電話請求業務等々で外部
委託などをして、もちろんいわれる高利貸しみた
いな格好になつては困るわけでありまして、そう
いうものではない、適切な債権の管理をするとい
うことで努力をしていく。その点は今後機構の方
でいろいろ工夫をしていただかなきゃならぬと
思っております。

もちろん、今育英会が持っている未回収債権も
そのまま学生支援機構が引き継ぐわけございま
すので、返還業務については機構でさらに工夫を
していただいて、できるだけ回収がうまくいくよ
うにということを考え、さらに、今度は保証機
関の制度、これはまた議論があるかもしれません
が、そういうことで、代位弁済制度まで考えるとい
うような方向へ今進んでおるのもその一つではな
いか、こう思っております。

○山口(社)委員 今の御議論だと、九八%は返つ
てきているから、しかもその二%の未回収額の中
でも、一日おくれただけでも入っているものもあ
るから、そういうことですね。ということは、実
際、我々がイメージをしているよりもずっとよく
回収されているんじゃないのかな。言ってみれば、

例えば財投の話がいろいろ議論されている中で、
あるいは何か株維持政策なんというののちまた
で言われておりますけれども、株を買っても小泉
さんになってから半分になつちゃつて結局おつこ
ちてしまったなんというよりも、回収する
割合としては極めていい成績なんじゃないかなと
いう気がするんです。

今おっしゃつた、育英会の方で今までの取り立
てが五時まで、あるいは休日はやらないとかいう
話も、できればもう少し帰っている夜、あるいは
休日にもやつたらどうかなんという気持ちで多
分言われたんじゃないかと思ひますけれども、そ
ういうことも含めながら考えると、回収率とい
うのはひよつとしたら一〇〇%にはとんと近いとこ
ろまでいくんじゃないかなという気がするん
です。

そうしてくると、さつきからいろいろ議論があ
るような、この学生支援機構で、今までの枠は変
わらないけれども、何か新しい発想さえあれば、
例えば原資、そういうものが一体どこにあるん
だろう。きょうは厚生労働省の吉武局長にも来て
いただいておりますから、私自身、ちょっとお伺
いしたいことがあるんです。

それは、例えば、額的にも生活費もカバーでき
るようなもの、例えば社会人になって奥さんがい
て子供がいる場合にも大学で勉強してみたいとい
う話になったときに、十万円あるいは四万四千円
云々じゃ、とてもじゃないけれどもどうにもなら
ないと思うんです。そういうときに、例えば月二
十萬借りようと思えば借りれるような、そういう
ことを可能にしていくなめにはどうなんだろう
と。

厚生労働省の管理されている年金の積立額、今、
幾らぐらいありますでしょうか。

○吉武政府参考人 お答え申し上げます。
平成十三年末でございますが、その時点の年
金積立金の額でございますが、簿価で申し上げま
すと百四十七兆三千四百二十四億円ございま
す。

ただ、市場運用を実施いたしておきまして、特に平成十一年度は市場が非常によかったわけですが、十二年度、十三年と、特に国内株式、外国株式を中心として非常に市場が悪いという形がございまして、評価損が三兆ほどございまして、これを含めた時価評価をいたしますと、百四十四兆三千三百十億円という形でございまして、年間の給付の大体四年から五年分ぐらいを保有しているという状態でございます。

○山口(社)委員 百四十四兆円の年金積立金がある。

そうした場合に、例えば年金のこれからの支え方という話で、若い人が年金世代を支えるということが今の賦課制度のあり方ですから、そういう意味では、年金が高齢者だけにしか役に立たない制度であるよりも、国民全体の役に立っているというあり方であって初めて、若い世代もこの年金を支えていくという気持ちになると思うんです。年金が老後の蓄えの一部であるというだけでは、なかなか納得されないと思うんです。特に、若い世代で年金を納めない、おれ関係ないんだから、おれが六十五になったとき、七十になったときにもう年金なんてどうなっているかわからないんだから、おれ納めないよという人さえ今出てきている。

そういう中で、若い人にこの年金の積立金、百四十四兆円ある、しかも回収率はほとんど一〇〇%だということであれば、これを何とか使えないものかという話があり得ると思うんです。これは新たな法律の制定を要する話ですけれども、そういう意味では、今の吉武局長の話の中でも、株式の運用をやったがために三兆円の評価損。何か、本当に三兆円で済んでいるのかという気が一瞬しますけれども、これだけ小泉さんになって株価が半分になったという中で、三兆円で済んでいけばいいぐらいですね、首をつっている人がいっぱいいるわけですから。

そういう意味では、三兆円でいいのかということ気はするにせよ、百四十五兆円あるのは四兆円と

いう額があるのであれば、これを奨学金に充当し得るかどうかが、そういう議論は厚生労働省の方ではありますでしょうか。

○吉武政府参考人 平成十六年の年金制度改革に向けて、年金資金を活用した教育資金については検討をいたしております。

幾つかの視点がございまして、非常に大きな視点から申し上げますと、昨年の十二月に厚生労働省で御提案申し上げましたが、いわばたたき台として御提示申し上げたものの中に、保険料固定方式というのを選択肢の一つとして御提言しております。

例えば、将来の保険料率を二〇%で固定するという形にいたしますと、今の厚生年金の水準で、現役の方が男性で、ボーナスも月割りにいたしまして大体四十万ぐらいの給与をもらっておられるという中でございまして、二十四万弱の給付が出るというところでございまして、所得代替率というふうにしてございまして、これは五九%という状態でございます。

賦課方式でございますので、最大はやはり今後の経済の発展、それから、その一番基盤となります少子化、人口構造に影響を受けますので、私どもも今推計をいたしますと、現在の中位推計で、二〇三〇年ごろに二〇%で固定をいたしますと、今の五九%が五二%ぐらいになるだろうというふうな推計をいたしております。これはなかなか難しいわけですが、高位推計で推計をいたしますと実はそんなに下がらなくて、五七ぐらいだろうというふうな言われています。日本の高位推計は、実は、フランスでありますとか、イギリスでありますとか、あるいはスウェーデンでありますとか、アメリカもそうでございまして、そういう国に比べまして、むしろ若干低いぐらいの状態が日本の高位推計。

今回の年金制度改革の御議論の中で非常に私も大事だなというふうに思っておりますのは、年金制度を安定化させるということは非常に大事でありますけれども、その一番基盤となります将来の

人口構造を日本の経済社会の中でどう考えていくかということと同時に御議論していただく必要があるだろうということで、実は、年金制度改革の御議論と一緒に、次世代育成支援をどういうふうにして考えていくかということも、厚生労働省はもちろんその相当部分を担当いたしますと思っておりますが、政府全体で考えていただきたいということでやっております。

そういう視点から申し上げましたときに、次世代育成支援というふうな考えましたのは、実は、今の状態で子育てをされる方々の、例えば、子供をおつくりになるかどうか、あるいは、お一人子供をおつくりになる方が、では二人目の子供さんをおつくりになるかというときに、女性の方は、御自分の仕事の仕方と育児の問題、育児支援を中心として、この問題が最大の事項だというふうに認識しております。男性の方は、むしろ教育費が最大の検討事項だというふうなされております。そういう流れの中から、年金資金を活用して教育資金を検討できないかということ。

これはもちろん、前提としましては、この委員会でも御議論を今いただいているように、奨学資金そのものの充実なり、それは最大の前提でございまして、私どもは何か奨学資金にかわってやらなければならぬという立場ではございません。ただ、年金の立場で検討することがあるだろうというところでございまして。

この点につきましては、そういう意味で、これを大いにやっていこうという御意見もございまして、ただ、年金財政は非常に厳しい状況でございまして、年金の必要な原資はすべて年金給付に充てるべきであって、そのほかのことは一切やるべきではないという御意見も非常に強うございまして。その両方の御意見を社会保障審議会年金部会でも御議論をさせていただいている状態でございまして、まだもちろんそういうことで結論を得る状態には至っておりません。

○山口(社)委員 年金の積立金だから年金にしか使わなければならない、よくわかる議論ですけれども、

他方、現実には株に流れているわけですね。だからそういう意味では、下がる株を買うよりも、これからの次世代を育てるためにという方が、私には、ずっと年金を納めようかなという気になると思うんです。

現実には、この奨学金という話、これを充実させていくというふうになるか。今、吉武局長がおっしゃっていた中にも二つ大きなポイントがあると思うんですね。

一つは少子化対策。

今、女性の合計特殊出生率が一・三五と言われておりますけれども、実際には夫婦が二人ですから、これは二以上ないとどんどん人口が減ってしまう。詳しく言うと、二・〇八ないと人口が減ってしまう。今一億二千六百万人の日本の人口が、このまま二〇〇年になると半分になって六千万になる。この順番でずんずんいくと、二二〇〇年には三千万、二三〇〇年には千五百万、二四〇〇年には七百五十万、二五〇〇年には三百七十五万、兵庫県の人口より少ないのが日本の人口になってしまう。これは大変なことですね。そのうち、世界全体から日本人というものがいなくなってしまうんじゃないかという冗談まで出てきている。そういう意味では、奨学金の持つ意味というのは非常に大きいと思うんです。

私も今娘二人ですけれども、三人目をつくることに教育費のことがどうしても気になる。調べてみると、大学までやらせると一人一千万かかる。私、絶対二千万も払えないなと思ったけれども、ましてや三千万なんてもっと払えない。私は、しよやがない、二人でとめていっているんです。だけれども、教育費さうまくいけば、日本の少子化対策には本当は極めて役に立つんじゃないかなというふうな思っています。

特に、今、デフレ対策という点も吉武局長がお触れになりました。今、例えば四十代、五十代で大学生の息子さん、娘さんがいる人、あるいは今高校生で大学に行こうかというふうな控えている人、この人たちはお金を使わないですね。教育に

何百万もお金が必要であれば、それはお金を使わないですよ。小泉さんが幾ら元気な日本と言った、教育費で余りにもお金がかり過ぎちゃって、直接に助成するという奨学金の話、これがきつちりいかなと、私は、四十代、五十代の働き盛りのお父さん、お母さんがお金を使わなくて当たり前というふうにいるんです。そういう意味では、今、少子化対策にも役に立つ、あるいはデフレ対策効果もある。

この辺を考えると、どうしても新しいスキーム、今、吉武局長は、別に今までの奨学金の事業のフレームワークを乱すつもりは全くないというふうな御答弁もありました。そういう意味では、これこそまさに省庁の壁を取っ払って、一つの目的のために、使えるものは何でも使うということができる一つの大きな例だと思ふんです。

○遠山国務大臣 まず、奨学金はぜひとも充実していかなければならないと思っております。

現段階では六千億近い予算でやっておりますけれども、先ほど来御議論のように、本当にそれで十分な奨学金かといえば、まだまだという感じがいたします。しかし、現在の財政状況でいきますと、国の一般会計予算の投入額というの、限られた範囲の中で考えざるを得ないということでございます。ですから、奨学金制度というものを充実していくことの重要性については、私も本当にそう思っている一人でございます。

同時に、少子化対策ということも大変大事でございます。やはり若い人たちが子供を産んでもしつかりと育児ができる、そして義務教育はまさに無償で十分やってもらえることから始まって、できるだけ教育費についても心配ないようにしてあげるといことが大変大事な政策だと思っております。

その絡みで、さらに、年金を自分たちも支えていくというような意識というのも大変大事でございまして、そのような角度から、今、厚生労働省

で年金の活用の仕方について御議論をしているというふうに承っております。

私としましては、やはりその中でいろいろな賛否両論があるということでございますので、大いに御議論をしていただきまして、この問題についても、私どもも胸襟を開いて、将来のことについて前広に両省で考えていく、そのような大事なテーマであるというふうにご認識しております。

○山口(壯)委員 吉武局長、遠山大臣からもそういう言葉もありましたので、ぜひ、文部科学省あるいは厚生労働省、一つの大きな目的を追い求めていく気持ちで大きなスキームをやっていたいただきたいと思ふんです。

財務省の今の持ち枠の中で、なかなか、対応できる部分、できない部分、できない部分の方が今多いですね、これだけ経済が厳しくなってくる。でも、ひとつ見方を変えれば、そこに百四十四兆円、例えば今、毎年二百万人の人がいる、詳しく言えば、三百万人の新しい入学者がいるわけでしょうけれども、希望する人全部ということでも、例えば二百万人という数字を想定したとしても、この人たちに二十万円全部配つたら、月に四千億です。千四億は一年で四兆八千億。四兆八千億を順番にずっと積み重ねていって、二年なり四年たてば返還が始まる。そのことを、例えば、今の二十年とか十六年じゃなくて、三十年にたとえ延ばしたとしても、累積で必要な額というのは、この百四十四兆円よりずっと少ない額なんです。

だから、そういう意味では、ぜひ、年金を支えるという若い人の気持ちもかき立てると同時に、年金の使い方として、株に回すよりずっといいな、そういう面もあるような気がしますし、そういう意味では、どれだけの部分を年金の運用でカバーできるかということ、これから政府内部でしっかり議論していただきたいと思ふんです。

そしてもう一つ、特にこれは質問しませんが、先ほど先ほど議員からもお聞きになっておられた機関保証制度の導入。今までは保証人と連帯保証人がなければどうにもならないという話が、大

体この奨学金を欲しいという人はお金に困っている人が基本的に多いわけですね。要するに、授業料にも満たない額だけれども何とかしてくれということですから、そういう家庭が厳しい人というのは、大体、親も連帯保証人とか、あるいはおじさん、お母さんになり、多い人があると思ふんです。そういう意味で、この機関保証制度、ほかの公益法人なりで実際に保証するから、保証人、連帯保証人を見つからなくても奨学金の道が開けますよという制度というのは、私は非常に大事だと思ふんです。

先ほど、遠藤局長から千七百円というシミュレーションの話、これはたまたまシミュレーションですということではありましたが、もしも、その辺の額にとどまる、あるいは場合によってはもっと低くなるのであれば、これは大いに、例えば年金を運用する際にもやはり一番安全だ、ほとんど一〇〇%近い回収率というものがそこで確保されるわけですから、私はぜひとも、この連帯保証が機関保証に変わったということもあわせて、両省で御議論をいただく場合に、前向きな議論をする一つの大きな材料にしていきたいと思ひます。

そして、今度、学生支援機構になった場合に、特にすぐれた業績を上げた大学院生に対して卒業時に返還が免除される、こういう新しい制度が入るといことで、確かに、考えてみたら、私も、世界じゅうのスカラシップ、奨学金を研究してみると、いわゆる与えつきり、渡しつきり、給費というんですか、こういう制度がないのは今日本だけですね。第一種が無利子、それから、きぼう21というのが有利子、結局貸しですね。どうぞという渡しつきりじゃない。

そういう意味では、ほかの国で給費制度がどういふふうになっているか、どの国がこういう給費制度のシステムを持っているのかどうか。どうでしょう。

○河村副大臣 御指摘の点でございますが、諸外国、その事業の規模、貸与金額、さまざまござ

います。高等教育における進学率、学生数の違い、費用負担のあり方、考え方、いろいろ違うようございまして、一律の比較というのはどうかという点もございまして、先進国の中で給費制の奨学金を実施している国としては、返還の義務のない給費制と貸与制の両方を制度としてやっているアメリカ、それから給費制のみのフランス、それから半額給費、半額貸与、これはドイツということで、それぞれの国がそうした給費制度を持つておるといことは間違いございせん。

〔古屋委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕

○山口(壯)委員 アメリカ、フランス、ドイツと、こういう給費のシステムを持っている。先進国の中でそういうシステムを持っていないのは我が日本だけということですから、これは、お答えを最初に馳議員あるいは斎藤議員に対してされているのをお聞きして、もうお答えはわかっていますからいいんですけれども、結局、できるだけ幅広い人に行き渡るように、とりあえず今は給費制度の話というのは将来の課題として考えるというお考えですけれども、ぜひともこの点も、先ほどの話とあわせて、突破口を見つけていただきたいと思ひます。もしも、大学院の話ではありますけれども、この返還免除という話が、その考え方、哲学として一つの突破口になるのであれば、私はこれは、どういう人が一体優秀なんだという議論はあるにせよ、一つの考え方かなという気はします。

ちなみに、アメリカなんかよくありますけれども、どういう奨学金をもらったか、これによって、ああ、それすごいねという話になるわけですね。例えばローズ・スカラシップというのがアメリカにありますけれども、ローズ・スカラシップに選ばれたというだけで、その人のレジュメの中で、履歴書の中で、ああ、こいつはローズ・スカラシップだ、一生その人の勲章として生きてくるわけですね。そういう意味では、しっかりと勉強する大学生ある

いは院生に対して、それに対する、言ってみれば前向きな評価、評価の仕方は難しいとはいえ、私はそれは、これからの高等教育のあり方を活性化していく上では非常に大事なことだと思うんです。

今、企業がどういう大学生を選ぶかという場合に、成績は一応見ますけれども、優が乱発されているらしいですね。それはそうです。うちの大学から行った卒業生にはいい会社に入ってもらいたいという教授の親心ですよ。そうしたら、会社の側としては、成績が余り役に立たない。見ても、どうせいい成績が並んでいるんだったら、実際にどこを見るかといったら、結局、入ったとき、入学試験の段階で見ちゃうわけですね。どこの大学を出ているかということ、結局は一番それが客観的だということになってしまふ。

そうすると、受験勉強が一番のネックになって、小中高の勉強も、結局、受験のための勉強あるいは試験のための勉強、全部ずうっとつながっていつてしまふわけですね。だから、そういう意味では、大学受験をなくしていくということも非常に大事なことで私は思う。その中で一つの議論は、奨学金のあり方について、給費奨学金というもの、例えばローズ・スカラーというのを一つの例として挙げましたけれども、この人はこういう奨学金をもらったんだと。例えば、会社に就職を頼みに行くときにも、私は何々奨学金をもらいましたというのがある、これは何々、日本の国の中で大いに議論していい話だと思うんです。

河村副大臣の地元に行かせていただきましたね。山口大学に行つて、私、名前が好きだったので行つたんですけれども、この山口大学で、既にアドミッションオフィスというものが開かれて、そして、一発勝負の筆記試験じゃない、面接を重ねながら入学選考をしていくというシステムをお聞かせいただきました。非常に大事な話だと思うんです。そういうものが可能になっていくと、

大学受験という今の小中高の勉強のあり方で一番のネックになっていると思うんですが、だんだん変わってくると思うんです。

そういう意味で、河村副大臣は多分、この山口大学方式というのが、できればどんどん広がってほしいなと思つておられると思うんですけれども、その辺について、いかがでしょうか。

○河村副大臣 入試制度でアドミッションオフィスの制度というのはもつと進んでいる。山口大学にその後何つても、残りの教授連中との相当葛藤があつて、あの規模が広がらないという話も聞いておりますが、ぜひ頑張つてもつと枠をふやすようにと、今奨励をいたしておるところでございます。

今の給費の問題も、どういう給費をもらつてきたか、スカラシップなんというのがあります。ああいうのをもらつてアメリカへ行つたとか何とかいふと、すごいねということになっておりますが、結局は、今の状況の中で、予算との絡みもありまして、確かに私はそういう制度を設けることそのものはいいことだと考えておるんです。

ただ、問題は、どういふ選考をするかということが今度問題になってくるだろう。今のアドミッションオフィスのあり方もありますが、そういうしつかりとした形で、どういふ人物で、もちろん成績もしつかり頑張っているが、こういう経験もしてきて、将来こういう夢を持っている素晴らしい青年だというふうな形のきちつとした基準ができるかどうかということをしつかりやってみさせないと、結局、成績だけでばつと見て決めるを得なくなつてきて、給費をもらうために、またその勉強しなけりゃいけないようなことになつては意味がない、こう思つておりますので、その点も含めて、これは日本としても検討する必要がある課題だといふふうに私は思います。

ただ、予算面がありますから、今それをすぐ導入するということになりますと、どういふ形でやるのかということでかなり問題が出てくるんじゃないかと私は思います。しかし、その中の、いわゆる無利子の中の一部をそういうふうに変えて

いく、今大学院だけ考えておりますが、その幅を広げるかどうかということであろうというふうに考えます。

○山口副委員長 河村副大臣には、いつも前向きな答弁をいただくものですから。でも、さっきの佐藤泰介さんが言つた言葉をぜひ忘れないようにお願いしたいと私は思うんです。

そして、今ローズ・スカラーの話とか、いろいろさせてもらいましたけれども、大学入試というものの方が小中高の勉強のあり方の非常にネックになっている。受験のための勉強あるいは試験のための勉強にどうしてもならざるを得ない。そんな中で、例えば就職するときにも、大学の成績よりも、どこの大学を受けて通つたかといふことがどうしても判断の基準に一番客観的になつてしまつていくという皮肉な事態がある。

これを変えていくためにはどうしても大学入試の話に行つてしまふんですけれども、ちなみに、一発勝負の筆記試験の大学入試がある以上、例えば去年から始めた総合学習、幾らいいと思つても、総合学習をやつていては暇はあるんでしようかと親御さんはいつ思つてしまふ。先生、うちの子供は受験は大丈夫でしようか、総合学習なんかやつていふ間に補習をやつてくださいますよ、土曜日まで休みにされちゃつて、私立とすくく差があいちゃうんじゃないでしようか、うちの子供だけは何とか先生お願いしますよという声が高まつてくるわけですね。

私も、地元百五十四校、公立の小中学校があつて、百二十六校まで一校一校、一時間ずつもらつて、いわゆる教職員組合の先生と懇談しているんですけれども、先生方もいろいろ悩みを持っています。その中で親御さんの悩みも先生を通じて聞くわけですけれども、この総合学習というものについて、土曜日の休日制度、これはいろいろならえ方はあると思うんですけれども、今のところ、現場の先生方というのはむしろ、月金に負担が全部集中して、しわ寄せして、先生はどうか知らない

けれども、子供たちは極めて疲れているところがある、私が百二十六校回つて例外なしの百二十六校の意見ですね。だから、そういう意味では、大学入試というものがそこにある以上、どうしても、総合学習が幾らいい試みであつても、それが上のその話になつてしまふ。

ちなみに、これは遠山大臣にお聞きできればと思いますけれども、現場の教師の人たちからは、総合学習というのは一体いつまで続くんだろうという意見もあるんですけれども、文部科学省としていかがですか。

○遠山国務大臣 これは私は、今非常に大事な転換期だと思つております。日本の子供たちがこれまでどのように受験勉強、記憶中心、受け身の勉強であつた、そのことが今の閉塞状態につながつていふという考え方もあるわけであつて、ここで今踏ん張つて、非常に大事な時点でございますので、私は本意の意味の確かな学力を身につける時代だと思ひます。

確かな学力というのは、これは今の新しい学習指導要領でねらつていふ、基礎、基本といふものをしつかり学んだ上で、自分でさらに学び、自分で考える力を身につけるということでございます。今私どもがやつておりますのは、新学習指導要領に基づいて確かな学力を身につける。これまでの、授業時数をたくさんとつて、教える中身をたくさんやつて、そしてそれを記憶して受験にも臨むという、その体制では日本の未来はないわけでございます。したがって、基礎、基本を大事にしつかり身につけるには、これは訓練でございます。そこは各学校で、今の標準的な授業時数以外に、どうぞ工夫しておやうください。

考える力、みずから学ぶ力などは、本当は大変難しいですね。でも、基礎、基本をしつかり身につけた上で、いろいろな体験学習をさせる、あるいは自分で課題を見つけてそれを調べさせて発表させるなどの、そういう指導の仕方というのは非常に大事であつて、その意味で、私は総合的な学

習の時間というのをうまく活用しているところ、これは私は幾つもの学校を見ておりますけれども、本当にうまく使っていますね。先生の県下の学校についても、総合的な学習の時間の有効な使い方についてぜひ御指導していただきたい。ではどういふふうにしたらいかがというの、データベースもあります、指導資料もあります、それから学力フロンティア事業ということで、センターとなる学校がいろいろないモデルをつくっております。

ここは本当に踏ん張りどころでございます、受験がもちろん大事とはいいますが、まずその認識も、大学側も非常に変わっております。アドミッションオフィスをつくり、一片の試験だけでは採らないで、高校時代のいろいろな活動もよく見てやろうという動きになっておりますし、それから、入試センター試験では基礎的な学力を見ますから、それをベースにした上で面接とか論文とかでやろう。これは、先生とか私どもが受けたような受験の時代と随分変わっております、企業の側も、そうした大学で選別あるいは成績で選別という時代から、今もう大分前から変化をいたしております。

その意味で、私は、これは連動して、小学校から大学まで、あるいはその先の生涯学習のあり方まで、今非常に大事な時期でございます、決して従来型の、受け身の、記憶型というのではよくないと思っております。

ただ、いわゆるゆとりとか五日制というのが緩みのように考えられてはいけなないと思っております、そこはしっかりと、基礎、基本を身につけさせるということにおいては、各学校なり先生が自由、それこそ創造的な工夫によって対処できるようにということで今制度を運用しておりますし、また、授業時数のあり方も含めて、中央教育審議会に義務教育のあり方ということで先般諮問したところでございまして、十年に一回の学習指導要領改訂というのを待たずに、必要があればそこは必要な見直しをしていくというようなスタンスでございます。

スでございます。ここはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○山口(社)委員 最後の質問にしますけれども、きょうは、渡海副大臣、済みません、もうずっとおつき合いたいので、この質問のためにおつき合いたいので、この質問のために、例えバ私が、三・一四でなくとも三でもいいという円周率というのはどうも、ナノテクノロジー、十億分の一を争うのはちよつと方向が違うななという気持ちをつい持っているものから、そういう意味で、ナノテクノロジー、十一月に私がここで議論させてもらったときには二百四十二億四千万円にという話で、ああそうか、それだけ気合が入っているんだたらちよつとは違ふかなと思つて、何だ、ふたをあげたら二百四十二億四千万円が二百四十六億円になっただけ、四億円のうぜひこれは反省の弁を聞きたいなと思つて、済みません、よろしくお願ひします。

○渡海副大臣 山口議員、勘違いという言い方は失礼かもしれませんが、三月に一度同じ趣旨でお答えをしたと思つて、平成十四年度の補正予算というのは、実は十五カ月、経済対策も含めてという事で、その中でかなり十五年度分の手当てをしております。これが百七十二億四千万円、二つ足しますと、数字でいいますと四百九億四千万円、七〇％増を目指して七三％増でございます、他の重点分野、ライフ、IC、それから環境等に比べましても、伸び率が非常に伸びております。

それよりも何よりも大事なことは、やはり現場の皆さんがこれでやれることがやれるかということとをちゃんとその後も検証いたしました、現時点での計画には差し支わりがない。ただし、先生の認識と全く同じでございます。私は、ナノは日本が大変強い分野だし、他の科学技術の基盤技術ですから、しっかりと来年度に向けても頑張つていきたいというふうを考えております。

(鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席)

○山口(社)委員 ありがとうございます。

○古屋委員長 佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党の佐藤公治でございます。本日の質問、参議院からずっと続いているわけでございますけれども、本当に個々における問題点というのがかなり浮き彫りになっていることは事実だと思つて、例えば、保証制度の問題、返還請求業務の外部委託、合理化、外部委託の件です、免除制度、有利子、無利子の問題、給与・給付制、貸与、貸し付け制、あと職員さんの今後の状況等々、個々の分野ではかなり浮き彫りになっている部分があると思つて、しかし、それにおける答弁というのが、非常に不明であつたりはつきりされていない部分が多い、また多かつたという部分、きょうの審議の中でも出てきたかと思つて、

ただ、こういう個々のことを考えている中で、私もつくづく毎回の様に申しておりますけれども、やはり、基本の哲学というか理念というか、まさにこの国のあるべき姿、そして日本人のあり方、そして、そこにおける教育というものの、そこにおける奨学金というものが、どういう位置づけによつて、どういった基本の考え方を保持してやられているのかというのがよくわからない、わかりづらい部分がたくさんあると思つております。

まず基本的なことで大臣、副大臣に、奨学金というのは今のこの国にとつてどういう形であり、どうあるべきなのかという、非常に基本的なことですが、確認をさせていただけたらありがたいかと思つて、当然、いろいろなこと、資料も見せていただき、また参考人の方々からのお話も聞かせていただく中、改めて大臣、副大臣にお聞きをいたします。

○遠山国務大臣 佐藤委員は、いつも議論の前提に哲学、考え方というのを問い直して考えようよという御指摘といたしますか御提案で、敬意を表したいと思います。

日本の未来を考えますと、本当に資源のない日

本にとつては人しかなければでございます。しかもそれは、ただ平穩に平和に健康で生きていく、そういうマジヨリテイの人たちももちろん、その人たちの幸せというのが大事でございますけれども、日本が今後、世界の中で生き残つていけますには、本当にそれぞれの人がみずからの潜在的な能力を十分に発揮していく。

そして、その中には芸術文化に向かう人もあり、あるいは科学技術に向かう人もあり、あるいはその他のいろいろな活動の場面があると思つても、私は、伸びるあるいは学ぼうとする意欲のある人がすべてみずからのその能力を発揮できるように、学校段階であればその学校段階を活用し、また、生涯学習の世代になれば生涯学習のいろいろなチャンネルを通じてみずから伸ばしていく。その人たちの活躍によつて、例えば科学技術創造立国であり文化立国でありということが可能になるわけでございます、その基盤を支える教育というものは非常に大事だということばもう言うまでもないわけでございます。

奨学金制度というものは、そうした学意欲のある、あるいはそれぞれの異なった能力を持っている人が、存分にみずからのその学習意欲を満たして、さらに伸びていただくために援助をするということでございます。

育英会制度というのは昭和十九年にできたわけでございますが、そのときには、育英ということ、英才に注目して制度が始まったわけでございますけれども、近年は、本当に、すぐれた、学業のすぐれたというだけではなくて、学習の意欲のある人に、できるだけ多くの人に必要な援助をして、そして学ぶチャンスを活用していただくということでございます。

そういう意味で、育英ということから主として奨学へという大きな変換点があるわけでございます、今回の新たな独立行政法人への移行も、そうした大きな流れを背景にしながら、奨学事業というものを中核にして、さらに学生支援という大きな国としての事業を一括して遂行できるように

組織をつくっていくというふうに考えているところでございます。制度設計のもとには、私はそうした考え方が底流にあるというふうに思っております。

○佐藤(公)委員 今大臣が御答弁になられました、そのできた状況、背景ということも含みながらのお話だったと思いますけれども、当時、本当に大学に行きたくても行けない状態、経済的理由ということが非常にあった。そういう中で、大学へ進みたいという意欲と能力のある者にとって大学に進むことが困難であるということは、経済事情によって困難であるということは、ほとんど今あり得なくなっているとお思いになるのかならないのか、ここは非常に大事なところだと僕は思っています。

僕が言いたいことは、やはり基本の考え方、哲学論的な部分になるかもしれませんが、そこ、やはりこの法律を皆さん方が議論する上での前提の食い違い、何か今回の、ずっとこのたびの法案を見させていただく中、また議論を聞いていく中、その基本と前提というのが非常に違っていたり、また別個のものが同じテーブルで議論されている、そんなふうには見える部分があります。そのうちの一点として、まさに今経済事情によって困難であるということはほとんどあり得ないと大臣、副大臣、お思いになるのか、まだまだそういう部分は多くあると思うのか、この辺、いかがでしょうか。

○河村副大臣 それは、戦後この制度が出たときのいわゆる育英という考え方の当時と、確かに時代は変わってきていると思います。しかし、現実今の時点で考えてみたとき、先ほども、少子化の話でございましたが、一・三四、あるいは最近の統計でも、いわゆる新婚の若夫婦も二を超えていないという実情、その中に教育費ということが出てきておる。ということは、やはり国民の思いの中に、生活水準も確かに上がったけれども教育費も高いという思いがあるわけでありまして、そういうものを奨学制度というのによってきち

とその中を取り持っていくといえますか進めていく、いわゆる奨学の勤めといえますか、それはこの奨学金制度の基本概念になればならぬ、こう思っております。よろしくお願いいたします。

そういう意味では、その奨学の中の育英の部分と、いわゆる教育の機会均等の部分と人材育成の部分、この二本の基本概念というのは、これからこの奨学制度の中で貫いていけるべきものであろう、このように思います。

○佐藤(公)委員 副大臣、私の聞きたかったことは、その基本概念というものがあつたことは、これは当然だと思えます。今の社会状況、この日本を見たときに、当時のような経済的なことで大学に進学ができないということはどうもほとんどなくなっているんじゃないかというふうにお思いになるのか、いや、その量は当時比べたら少なくなつても、まだまだそういう方々はたくさんいると思うのか、またそうとらえているのか、その部分をどう思われているかということなんです。

○河村副大臣 まだまだいらつしやうというその規模をどう見るかということでありまして、私は、大学までやるには大変だと思つておられる国民は、やはり日本の中にはまだ相当数いらつしやう、このように思います。

○佐藤(公)委員 副大臣、まだまだいらつしやう。でも、参議院での参考人の方々の議事録、全部読ませていただいておりますけれども、この中で、これを決められた座長の奥島先生がはっきり言っていることは、僕がさっき言ったことをそのまま

実は奥島さんがおっしゃられているんですね。「大学へ進みたいという意欲と能力のある者にとって大学に進むことが困難であるというのは、経済事情によって困難であるというところはほとんどあり得ない」と私は考えております。」と。

今、現状というのは、いろいろな制度もたくさんできているし、昔に比べて豊かになっている、そういう部分、この社会状況を考えたら、困難であるということとはもうほとんどあり得ないとは私

考えておりますというふうに言っているんですね。

これは前提として、考える上で全く違う方向に行つてしまつて僕は思うんですね。副大臣はそういう部分が多くあるというふうにお思っている部分、また奥島さんの方は、経済的困難というのは今もうほとんどなくなっているんじゃないかというふうなことを言っているんですが、いかがですか。

○河村副大臣 奥島先生がおっしゃったのは、私は、今の日本の制度、本当に困っているなら、奨学金制度もあるし、それから、国の奨学金制度を使わなくても、各大学も持っている。私は早稲田も持っていると思うんですが、私の母校の慶応大学はちゃんとしたのを持っておりますから、そういう方々にも別途支給体制がありますから、そういうのを活用して、本当に意欲があつて、意欲があるということはしっかりと勉強しているかどうか、これは奥島先生のことだから、成績もいはずだ、こう思つておられるかどうか確認はしておりませんが、そういう思いで私はおっしゃったんだと思ひます。

今のそのままのストレートの形でどうだと言われたときに、その制度を活用できなかったらやはり難しいと言われる家庭はまだある、それをネグるといふわけにはいかない、こういうふうには思います。

○佐藤(公)委員 では、副大臣は奥島先生が、まあ、これは実際、副大臣がおっしゃられたように、いろいろな制度が今充実して数も多い。まさに、民間団体等による育英奨学事業の概要というところで、これも文部科学省から聞いておりますけれども、すべてを合合わせれば、これは種別がいろいろとございますので細かくは言いませんが、今三千

以上のいろいろな奨学事業がある。これが、今の世の中、これだけの中でいろいろなことを活用していけば、またやっていけば、昔のように経済的に困難で大学に進めないということはないだろうというふうには、では副大臣もお思いになられるん

ですか。

○河村副大臣 私も、大筋では、その制度を活用しながら、トータルで見ればかなり経済的な理由というのには薄められたと思ひます。それでもなおという思いの方はいらつしやるだろうとは思ひますけれども、私は大筋でそういう時代になってきたと。しかし、まだこの奨学金制度だつてこれで十分とは言えませんが、そのすき間に入っていく人たちがいるのはあり得ると思ひます。

○佐藤(公)委員 この部分というのは、私は、今後議論していく上で、とらえ方の問題、意識というか、非常に大きく変わってくるというふうには思ひます。

だとするであれば、では、そういう中でまさに国の事業というものの、この役割分担というのは、民間も含めてですけれども、副大臣にとつて、どういう役割分担の中でこの奨学事業というものを国全体としてとらえているのか、考えているのか。いかがでしょうか。

○河村副大臣 役割分担と言われましたけれども、やはり国が奨学金、奨学事業制度については根幹として責任を持つていくというのが今回の機構の考え方でありまして、日本て学ぶ人たちが、国民を初めとして皆さんが、意欲を持って勉学をしたいと言われれば、やはり国がそれに対して最大限応じていく、これが奨学金制度、奨学事業の根幹だ、こう思つております。

しかし、国の財政の中でやることでありますから、いわゆる教育の機会均等の考え方、そしてさらに次の時代を担う優秀な人材を育てるという概念、これをやはり基本としながら、学びたいと言われる方には国が責任を持つて、その事業を進める。そういうことで、国としては、その根幹を守るというのが国の役割でございます。

ただ、今、私も佐藤さんの質問を聞きながら、三千ものそういう奨学金制度がある、それをどういうふうを活用されているのか、その部分が、民間の部分、それから国がやるべき部分、それはやはりこれからのあり方として、ダブつてやつてい

る面もあるんじゃないかというような指摘があれば、そういうものは精査しながら、国の財政を動かすことでありますから、できるだけ効率化を図っていかなくやならぬ面も出てくるだろう。

そういうことで、今回の機構というものは、やはりそういうものも視野の中に入れながら運営をしていく必要はある、このように思います。

○佐藤(公)委員 内閣府大臣官房政府広報室が出している月刊世論調査五月号、こういったものがございますね。ここで今回出ているのは、子育てのつらさの内容、苦しさの内容という調査が出ています。何でつらいかと思う部分、感じる部分というのは、子供の将来の教育にお金がかかること、つらいと思う人たちの半分以上がその部分を指摘している、意識としてある。

本当に、こういった不安があることが、実際のいろいろなことを引き起こしている。極論から言えば、家庭崩壊があったり、家庭不仲があったり、幼児虐待等々の心理状況、ストレス状況もあったりなんかする。教育に関して、山口委員もおっしゃられましたけれども、今いろいろな調査を見ると、子供たちにお金がかかる、この部分というのを非常に問題視した指摘というのが多いと思います。

そういう中で、まさに大学、高校等々における奨学金というものが、非常に今、実は社会に大きな安心感というものを与える大事なところなのかと私はずっと考えている部分があります。この奨学金という教育英というところが、いかに日本の根幹の考え方から出ているのかということが本当に大事になってくるというふうに私は思います。そういう中で、今議論を、大臣、副大臣の答弁を聞かせていただきますと、副大臣は、所得要件もしくは経済的要件というものを取って、だれでもが、意欲のある人が自主自立によってお金を借りて、そして自分の借りたお金で、自分のお金で高等教育を受け、そして返していくという、まさに自主自立ということをよくおっしゃられます。

そして、先般の奥島座長を含めた参考人の方々もそういったことを強く主張している部分があるんですけども、私は、本来、今回の奨学金とか教育英に関して、この制度に関して、自主自立、全部それを否定するわけじゃございません、大事なことです。でも、それは、あくまでも義務教育、高等教育の今のあり方、自主自立、まさに義務と責任を踏まえ権利を大事にするようなそういった日本人になるべくという教育を怠ってき、そのままだでもうどうしようもなくなくなっている中、制度的な部分でそれをまたカバーしていく、押しつけていく、変えていくという議論に聞こえるんですね。一回、全部議事録を、また副大臣、時間があつたら読んでいただけたらありがたいと思いますけれども、それとこれとは別だと思えますよ。

例えば、参考人の方がおっしゃっている部分、今の大学というのは、どういった位置づけになっているかというところ、まさに、いいところに就職するためのパス、パスポートみたいなものだ、こういうふうに関今大学生も親もみんな考えている。だから、いいパスポートを得ればいい就職ができる、こういう大学の見方をしている。こういったところに問題点がある。

そして、大学生が自主自立をしていない。まさにこの参考人の方がおっしゃられたように、君はどうして今この大学のここに座っているのかというような質問をした場合、多分はつきり答えられないだろうと。じつと考えてみたら、子供のころから、いいところに就職するためにいい大学にということ、それがずっと順に来て、小学校のときからそういう動機付けはされている。しかし、何をやりたいか、何を勉強したいかというのとは分らないままにやってしまつた。

自主自立、つまり今の大学が本当は、高等教育とということでありながら、非常にそういうのをなしていない。まさに、もう御存じのように、ヨーロッパとかアメリカに比べたら、全くキャリア形成というか、

大学に入るときに、将来何をしたいのか、そのためにこの学校に行つて、この学部に行つて勉強したい、よりよいところでやりたい、そういった目的意識が大学に行くに際してある、それが一つには自主自立の基本だと思うんですね、でも今の大学生というのはそれがなかなかできない。ここが一つの大きな問題点だと思います。幾ら教育指導をいろいろしても、なかなかそうはなっていない。

私は、採用という面でこれが変わっていく可能性があるとどうふうにも、前に委員会でも言ったんですけども、そういう部分で変わるかもしれない。でも、それを何とか自主自立の方向にするために、今回の育英という奨学金を、お金、制度を使つてあえてそういったところに追い込もうというふうな考えが、私としては感じられるんです。それとこれとは別だと思えますよ。

副大臣はそういうおつもりで使っているわけじゃないのかもしれないが、やはりそこで制度というものが、この国の教育の基本ということがどういうことかというのを僕は聞いたしたい、もう一回考えて議論していく必要があるんじゃないかと思つたんですが、いかがでしょうか。

○河村副大臣 佐藤委員の言われた、今の大学入試を初めとする一連の教育の仕組みの中、私も、しっかりと勉強したら、いい就職ができて、いい給料がもらえてという時代、これは本当はもう過ぎていると思うんです。しかし、まだ国民の意識はなかなかそこから抜け切れないというところに問題があるし、それはやはり制度である程度変えていく方向というものをどういうふうにとっていくかということを考えていかなきゃならぬ。例えば、大学の門戸を広くして、しっかりと学ばせて卒業させる。出口をもっと厳しくしろ、これはいつも言われていることでありますが、それをどういうふうにかこれから具体的に進めていくかという問題。

しかし、現実の今の日本の経済の状況を見たときに、ああした企業倒産、よく引き合いに出され

ますけれども、北海道拓殖銀行の例等々を見ても、北海道で、北大に行つて拓殖銀行へ行けばもうこれは御の字だというふうになつていた、その夢が崩れた。そのことを考えてみても、もうそういう時代は過ぎ去つたと思わなきゃいけない。そのことをどういうふう意識改革するか。

先ほど総合学習の話もありました。そういうところでそういうことを本当に学んで、自分の目標を見出していくということがその中にも込められていると私は思うんですね。自分が何を学ぶかということ、やはりその目標を持たせないから学習意欲も生まれてこない。そういうことで、私は、そういう仕組みを入れていくことが必要であらう、こういうふうには思います。

しかし、奨学金制度というのは、その中でも必ず、前言として意欲とプラス能力、意欲ということ強くうたっているのもまさにそこにあるわけですから、漫然と、とにかくパスポートにするために大学に行く人にそんな国の大事なお金を使ってもらいたくないという、そのぐらいの気持ちで奨学金制度というのはあつてしかるべきだ、私はこういうふうには思います。

○佐藤(公)委員 僕は、副大臣のおっしゃられていることはわかるんですよ。ただ、今回のこの制度の部分、制度を使つて意識改革をしていくという方法論は実質あります。ただ、教育の分野でそれを今ここで使っていくことは、僕は決して正しいとは思わないんですね。

小泉総理の一月三十一日の所信表明演説で、奨学金のこと、もしくは奨学金のその前にどんな話をされたか、副大臣は覚えていらつしやいますか。

○河村副大臣 奨学金に至る前段は、申しわけないんですが、覚えておりません。要するに、奨学金制度が極めて重要であり、これを充実されると言われたことは覚えておりますが、その前段はどういうふうになつたんですか、私、ちょっと今ちつと思ひ出せません。

○佐藤(公)委員 一月三十一日の小泉総理の所信

表明演説の中で大変な言葉を使っているんですね。「必ずしも不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。」明治五年の太政官布告は、すべての国民に教育の機会を保障すると宣言しました。現在、意欲があれば、みずからの意志と責任で、だれでも教育を受けることができます。」ちよつと中を飛ばして「時代にふさわしい多様な教育機会の整備に努めてまいります。あすを担う人材が勉学の機会を失うことがないよう、奨学金制度の充実に努めます。」こういうことをおっしゃられました。まさに充実に努めると。

○河村副大臣 奨学金の充実にについては毎年重ねてきておるわけでございます。即、この機構改革に伴って、これをがんと大幅に充実させるために機構改革をやる、それだけではありませんので、そういう意味で、機構改革になったから充実なのかと言われると、もちろん、これまでの議論もありますように、機構改革することによってメリツトはいろいろあるわけでありますから、それは当然機構改革の中に入ってくるわけでございまして、しかし、方向としては、今までもやってきた充実の方向というものを緩めるわけではございませんで、この機会にさらに充実してまいりたいという思いでおることは間違いありません。

○佐藤(公)委員 副大臣、充実という言葉は、足りない点や欠陥がなく、十分に備わっていること。つまり、逆に言えば、今までの奨学金制度というものの、例えば有利子、無利子、さつき山口委員からもお話がありました、給与・給付制とか、いろいろな体系を備えて、やはりいろいろな状況において対応していく、また足りない部分をふやしていく。そういう形になっていけば、まして保証制度とか免除制度とかいうことも今回出てきておりますけれども、この一連を見ても充実とは言切れないというふうに僕は思いますけれども、それでもこれは充実されているというふうにおっしゃられるんでしょうか。

○河村副大臣 金額だけの問題ではなくて、機構改革といえますか、これを行うことによって学生全体を支援していくんだ、留学生も含めて広く進めていくということ。こういう意味では、学生にとつて我々の支援機構ができたという意味でも、単なる金額的なものだけじゃなくて支援をする、私は、学生にはわかりやすい、充実した支援がこれで行われるんだというメッセージにはつながっているというふうに思います。

できるだけ広く薄くということも考えながら、まあ薄くではないかぬわけですが、あく充実させないかぬのであります。今までの免除制度というの、職につけた業種とか本人の本来持っているものに對して免除制度もやっていく。あるいは、高校の奨学金制度については、地方が一番そのことについてわかつていっているわけでありまして、地方へ今回移すというようなこともやりまして、できるだけ今の時代の変化に應じられるように、そういうことによつてまたこの制度そのものも効率よくやろうということでありまして、からトータルで見ても質的な充実といえますか、つながっている、私はこう思うのであります。いかがでしょうか。

○佐藤(公)委員 何か随分つらい答弁のような感じがいたします。では、副大臣、そうおっしゃるのだつたらば、五年後、十年後、この奨学金制度、また今の制度をどういう方向に持っていくとお考えになつていらっしゃるでしょうか。できれば具体的にお願いします。

ありますから、そういうものをまずこちらにおけば、私は、その方向で進めていくべきであらう、こう思います。ただ、奨学金が簡単にもらえるということについて、確かに自己責任ということでもあります。一方では今度、返還という問題もありますから、若干モラルハザードを起こしてもらつても困るな、だから奨学金というものの理解をきちんとして受けてもらわなきゃいかぬ、このことを念頭に置きながら、その方向で拡充していく、私はそう思っております。

○佐藤(公)委員 もう時間が来ました。質問項目の一〇％も正直言つてできなかったような状況で終わつてしまいました。でも、この入り口論がとても大事だと僕は思うんです。そして、河村副大臣、将来におけることとすけれども、もつとも僕が聞きたかつたのは、有利子とか無利子とか、給付制、給与制とか貸与制を今後どうしていきたいのかとか、職員さんのこととかいろいろあるんですけれども、将来の展望というものが、確かに副大臣のおっしゃられることもわからないでもないですけれども、それを制度で変えていくという、ここに考えていくことは間違いであり、もつと基本的な教育のあり方、それこそ大学、義務教育、またはほかの部分で考えて、そういった人間を育てていくような改革の方が大事だし、先なんじゃないかなと僕は思います。

この議論はまた引き続き楽しみにしておりますので、よろしく願ひいたします。以上でございます。

○古屋委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。奨学金制度についての審議が行われますので、私は、初めに一点、ちよつと端的な御質問をさせていただきます。

それは、現在の奨学金制度がどういう実態になつていのか、公正に運用されているのかどうか

かという問題で知りたいことがあるわけでございます。

育英会奨学金の国公私立、各大学ごとの無利子、有利子奨学金の申請件数、また採択件数をぜひお示しいただきたいと思ひます。

○遠藤政府参考人 各学校ごとの奨学金の申請件数、採択件数等の採用実績の問題でございますけれども、この点につきましては、大都市圏と地方都市在住者での親の平均所得の違い、あるいは文系大学と医学・歯学系大学での奨学金希望者の違い、学校独自の奨学金の充実度や民間奨学金等の受給状況の違い、各大学の学生に対する教育的配慮等のあり方の違い等々、さまざまな異なる事情の積み重ねの結果によるものでございまして、数字での単純比較になじまないものであるにもかかわらず、各学校ごとの採用者数を公表することによりまして、個別学校の評価や進学を考えている学生の動向の変化につながりかねないおそれがあるということがあつてございまして。

これは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の第五条におきまして、「公にする」とにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という規定がございまして、このいわゆる不開示情報に該当するものと考えられまして、この点、公開することについては慎重に考えておるところでございます。

一般的には、行政情報の公開の重要性は十分認識しております、今後とも適切に対応してまいりたい、こう考えておるわけでございまして。

○石井(郁)委員 今の御説明ですと、大学の採択の実態の数字にはいろいろな事情がある。だから、そういう事情を、こういう事情があるんだという説明をつけて公表したらいいわけでしょう。今お話しのように、これは、当該法人の権利や競争上の地位を害することになるという、いわば法人側の理由が表に出て、しないと。しかし、国民の側から、学生の側から見て、当然これは知る権利があるわけですから、私は、公表すべきだ、

当然だと思うんですね。なぜ各大学ごとにできないんですか。それは理由にならない。

そういうことでございませうとすれば、どうも採用枠が公正にいつていないかもしれないということ、暗にうかがえるわけでありまして、そういう不信、疑念を払拭するためにも、私は、公正に運用されているということで、きちんと公表すべきだと思ふんですね。

それで、要求いたしますけれども、最近五年分について、大学別かつ第一種、第二種別の申請件数、採択件数、これをぜひ当委員会にお出しください。これは大臣、いかがでございますか。副大臣、御答弁ください。

○遠藤政府参考人 私ども、先ほど申しました独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条で、要するにそれぞれの大学、「法人等」と書いていますが、大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、こういうふうにとらえておるわけでございます、そういう観点から慎重にと考えておる次第でございます。

○石井(郁)委員 私は当然、そういうことで納得できません。委員長、これはぜひお願いをしたいと思ひます。いかがでございますか。

○古屋委員長 再度、遠藤局長において答弁をお願いいたします。

○遠藤政府参考人 私どもは、この法律の規定に照らして慎重にあるべき、こう考えておる次第でございます。

○石井(郁)委員 法律ということを持ち出されましたから、それはそれでまたきちんと議論しなきゃいけませんから、きょうはこまめにいたしますけれども、私は、この法律の解釈に沿つても、各大学別の奨学金の申請件数、採択件数ですから、これは何で公表できないんですか。それはおかしいですよ。要求したいと思ひます。

それで、法案の中身の審議に入りますが、その前に、私、ちょっと審議に入つてしまいましたけれども、委員長、与党筆頭理事にもお願いしたい

と思ひますが、委員会、これは定足数、いかがでございますか。法案の審議で、これで進めていいでしょうか。委員長、いかがですか。

○古屋委員長 両筆頭理事に申し上げます。委員の確保を至急お願いいたします。

この間、質疑を続行いたします。

○石井(郁)委員 委員長、なかなか強硬でございます、審議続行ということですので、では委員長の指示どおりに進めていきたいと思います。

法案に関連いたしまして尋ねるわけですが、今回、独法化によつて奨学金制度がやはり変わると思ふんですね。その一つが、免除職を廃止して、優秀者を免除する返還免除制度。もう一つは、連帯保証人を立てられない場合かわりに保証料を取る、本人が返済できない場合支払い機関がかわつて返済をするという機関保証制度の創設というふうに言つていいと思ひますが、確認をさせていただきます。これは大臣、ぜひお願いします。

○遠山国務大臣 今回の法改正は、先ほど来御答弁いたしておりますように、奨学金制度の大枠については変更はしないということでございまして、制度の変更点といたしましては、今お話しの方へ移譲していく件でございます。

機関保証の制度につきましては、法律そのものの文言に出てくるわけございせん、これは現行の法制度上も導入することが可能でありますけれども、新しい機構の創設と同時にこういったこともやつていこうということで進めているところでございます。

○石井(郁)委員 そういうことだと思ふんですが、そこで、返還免除制度について最初にお尋ねをいたします。

ちよつと具体的な数字を教えてくださいんですが、今、国立大学に進学をして四年間、そして修士課程、博士課程を終えたとして、無利子の奨学金を受けた場合、その貸与総額は幾らになりますか。

○遠藤政府参考人 無利子で国立大学というこ

とでございますけれども、今、国立大学の自宅通学者で月額四万四千円、それから大学院修士課程で月額八万七千円、博士課程で十二万一千円というところでございますので、大学四年、修士、博士に行くと総額では八百五十五万六千円となると思ひます。

○石井(郁)委員 大変な数字です。私どもの学生時代とは本当に比較にならない、驚くような数字だと思ひます。

大学院生、学生もそうですけれども、授業料を払う、そして生活もしていかなきゃいけない、もちろん無給ですね。それで奨学金貸与を受けた場合、これだけのいわば借金を負うわけですよ。だから、研究者になるといふことは、一般社会人になるよりもつとむれば負担が大きい、非常にリスクを伴うような選択をせざるを得ないということになっていくわけですね。私は、そういう点で、だから大学院生にとっては、研究を志す人たちに、これは、たとえ今の状況が不十分でも、この返還免除制度というのはいやが大変意味のあると思うか、研究と生活を支える役割をしているというふうに思ふんですね。

そこで今回、法案十六条は、この機構になって、大学院の学生について、「在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者」にその全部または一部の返還を免除するといふふうに変わるわけでしょう。職の指定じゃなくて、今度は成績の優秀な者に限つたということなんです。

これは、すぐれた業績とはどういう業績を指すんですか。その業績を上げた者とはどういう者を指すんですか。これは副大臣がお答えください。これは参議院でも大変議論になったところでございますので、ぜひ河村副大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○河村副大臣 新しい返還免除制度では、我が国であらゆる分野で活躍し、またその発展に貢献する中核的人材育成を図るということを目的にいたしております、大学院で専攻する学問分野での顕著な成果、あるいは世界レベルでの発見、発明、

それはもとよりであります、その該当する学問の分野において関係する文化芸術、スポーツ等におきましても目覚ましい活躍等を見た、そういう者を、すぐれた業績を上げた大学院生、こう言つておりまして、その方々に卒業時に返還を免除する、こういう制度で、すぐれた業績といふのは、まさにそういう形で見ておるわけでございますが、やはり、大学院での研究教育活動、あるいは学外における活動、多面的に評価しなきゃならぬと思つております。

その中には、やはり修士論文や博士論文とか、あるいは授業科目の成績あるいは特定の課題についての研究成果、また、学会における活動、それから芸術文化等々考えられるのでありますが、国内外のコンクール等、あるいは展覧会等も含むかもわかりません。そういうものを含めながら、複数の項目によつて、総合的な評価によつて免除者を決定する、こういうことであります。

○古屋委員長 石井郁子委員の先ほどの御質問、委員の確保の方につきましてでございますが、きょうは傍聴者もお見えになっておりますので、御説明申し上げます。

両筆頭に委員の確保を要請いたしました、現在、八つの常任委員会が同時並行で審議が進められております。そういった関係上、どうしても委員の出席ができない場合もございます。できるだけ委員の確保には両筆頭に要請をしておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

それでは、質疑を続けてください。

○石井(郁)委員 今の河村副大臣のお話の中で、私、気になった言葉があるんですね。

世界的レベルの発見とか発見、コンクルの受賞者とか、こういうところが出てきているわけですが、けれども、大学院二年、三年の在学中に、世界的レベルの発見、発見といふのは、どうなんですか。たくさん出てほしいけれども、そういうことを現実にはどのぐらいの数に期待できるのか。それは本当にまれなことじゃないのかというふうに思ふんですね。そのことが一点。

それと、もう一つは、大学院生時代にそこまでのことを果たして言っているのかということなんです。

これは、この間ノーベル賞受賞をめぐるいろいろなお話がございました。受賞者の方からのいろいろなお話があったでしょう。そういう中で、共通して、二十代の、あるいは二十代から三十代の若い時代の研究にその萌芽があるということがありまして、これは私も、だからあえてきょう御紹介させていただくのは、ノーベル化学賞受賞の野依先生なんです。これは昨年の三月のノーベル賞の講演会ですね。ノーベル賞フォーラム講演会の中で言われている言葉が、私は本当にずしんと来ているわけです。

それは、不斉カルベン反応の発見、一九六六年からもう三十六年たちました。三十六年前には、私も体が震えるほど興奮いたしましたけれども、だれもその学術的、技術的な将来を予測することはできませんでした。どんな学術界の権威であっても、どんな経験を持った産業界の方でも、そしてこれを発見した私も自身も、今日に至ることはまさに夢のまた夢でありました。

こういうことだと思ふんです、大体二十代の研究というのは、そのときに、こういう人は奨学金はもう免除枠外になるわけですね。というふうになります。ですから、河村副大臣、気楽に世界的レベルなんて私は本当に言っているのはいくつか。また、こういうことを言うというのは、結局は、そういう基準を満たした者はいないじゃないかということ、免除制度そのものを空洞化させる、形骸化させることになりませんか、数が少ないんだから。そういう人は、そんなに、本当にその基準に合うような人って少ないじゃないですか。そうしたら、本当に限られたものになつていくという問題があります。

今もう一つ、河村副大臣からは総合的な判断という言葉も出ましたけれども、すぐれた業績ということについて、もう少し明確にしていただきたい。それから、その選定基準、手続などをやはり

もっと明示的に出していただきたい。でなければ、この審議はちょっと難しいですよ。

○河村副大臣 私も舌足らずであつたかと思ひますが、世界的なレベル等々とはもとよりということでありまして、そういうものがあれば、それはもう当然のことなだけけれども、やはり目覚ましい活躍というものを考えておるわけでありまして、世界レベルに達しなかならないんだということでは決してございせん、これによつてこの免除制度というものが後退をするということのためそれを申し上げたわけではありせん。

しかし、やはり、それが励みになつて、そういうものを目指して大いに頑張っているという評価が得られた方にいたしたいということ、これまでも、どういう職にいたしたいという縛り方ではなくて、意欲といふか、学意欲、そしてその成果、そういうもので見ていこうというふうに変え方をされたわけにございまして、今の石井委員の御指摘、杞憂であるように我々としても配慮しなかならぬ、このように思います。

○石井(郁)委員 私も、学生、院生時代、ずっと奨学金の恩恵にあずかった者として、本当にどんなにそのことが研究生活を続ける上で必要だったかという思いも含めて、きょうは質問しているわけなんです。

それではお聞きいたしますけれども、その予算総額なんですね。二〇〇一年度で、修士、博士合せて二千四百三十八人、約五十一億円分が返還免除になつていて、このこととよろしいですか。そして、その水準、この人数というのは維持されるでしょうか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、平成十三年度の免除実績は、人数で二千四百三十八人、金額で五十一億円、こうなつておるわけにございまして、その数字は間違いございませんし、これから新しい制度設計の中で具体的な形はどういうふうな形でとっていくかということでありまして、意欲と能力のある者に広く奨学金を貸与するという中で、特にすぐれた学生に対する大学院進学への

インセンティブ、そのために、この制度の中で、今の水準をどの程度、どういふふう維持しながら進めていくかということとをさらに検討したい、こう思つております。

財政当局から言へますと、特に、この制度というのは、職についた者という形で切つたものでありますから、これからは、そういう考え方でいけばどのあたりが一つの水準なのかということについてはしっかりと考へてもらいたいという要請が来ておるわけにございまして。どうしても、財政がこういうときでありますから、できるだけ多くの皆さんに、こういう形にいたしますと、それはもう返つてこないものでありますから、そのところはという指摘もありますけれども、私どもとしては、せっかくこういう形で免除制度をやつてまいりましたから、その水準というものを維持する方向で努力をいたしたい、こう考へておるところであります。

○石井(郁)委員 今率直にお話しただいて、やはり相当財政当局からの圧力がかつていたんだなというところですけれども、やはりそこが心配なんです。だから、やはり免除制度、免除枠の縮小というところにこれは道を開いていくんじやありませんか。

今の御答弁だと、本当に文科省、ここできつちり、少なくとも今の水準は維持するという答弁はございせんでした。わずかに五十一億円ですよ。こういう額がなぜ削られなければならないのかということなんです。

私が申しましたように、やはり研究に夢を抱く若い院生、若手研究者にとつては、これは本当に、免除制度があることでずっと将来をやつていくわけですから、これは絶対に後退させてはならないというふうには私は思います。

この点では、まだ質疑の中ですぐれた業績というのがあるけれども、選考基準もあまい、そしてこの予算額さえ確保できない、これでは奨学金制度の充実にならないじゃないですか。全然充実にならないですよ。私は、改めてこの

内容をしつかり御答弁いただくように、次の委員会までに求めておきたいというふうに思ひます。

次に、機関保証制度でございすけれども、これは昨年十二月、新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議が、奨学金制度に新しい保証システムの導入を提唱する、これまでの連帯保証人にかわつて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより返還の保証を受けることができるようにする、というのだと思ふんですが、この機関保証制度というのはどのような機関で実施されるんでしょうか。

それから、保証料、きょうの冒頭、月額千七百円ということが一応の試算というふうに出されましたが、それは、加入者とそれから弁済率とで決まるということですから、変動するということですよ。それは、別の言い方をすれば収支バランスで決まつていくとも言われているわけですから、では、この保証料というのはいろいろ変わり得るということでしょうか。

この二点、お願いします。

○遠藤政府参考人 最初に、保証機関でございすけれども、奨学金事業が教育施策の一環として行われることにかんがみまして、日本学生支援機構が行う奨学金事業と十分連携していくことができる公益法人を実施主体とする必要がある、こう考へておるわけにございまして。例えば、日本学生支援機構設立に際し同機構に継承されない業務を実施するために存続することとなる関係公益法人におきまして、日本学生支援機構との間で人事交流を行うなど、奨学金事業に関するノウハウを活用することとを前提にして保証業務を実施させるということも視野に入れたら、具体的な点については現在検討をしているところでございます。

それから、保証料の問題でございすけれども、先ほど私はシミュレーションという形で説明をさせていただきました。保証料の水準につきましては、制度への加入者の割合とか代位弁済率、

あるいはどが実施主体になるかによって利益をどのぐらい積むかということもあるかと思いますが。そういう意味で、いろいろな要素を幾つも仮置きをして、仮置きをしたらこうだ、こういうシミュレーションを申し上げたところでございます。

仮に、そういう意味で利益を積まないという公益法人等で行って、これも選択でございますから、どのぐらいの加入率になるかはまだこれからやってみなきゃわからないところもあるわけでございますけれども、仮に約半々ということで加入したとしますと、返還完了までの保証期間における毎年の債務額について、年率約〇・五％から六％ぐらいの保証料になるのではないかと、こういったシミュレーションができるということでございます。

○石井(郁)委員 結局、奨学金は貸与して返還してもらおうということで回転していくわけですが、奨学金はやはり一般の貸し付けと違いますから、そこでいろいろな猶予が必要だったり、期限、滞納等々についてどういう配慮をするのかとかいうことが出てくると思うんです。

問題は、保証機関、今公益法人と言われましたけれども、この保証機関は本当にどういう考え方で回収に臨むのかというところがもう一つ明確じゃないんですね。だから、どのぐらいの期間、例えば幾ら滞納すると保証機関が乗り出すのかとか、もう少しはっきりそこをお知らせください。あるいは返済不能という場合はどう判断されるのか。これは、やはり奨学金という性格上そういうことがあるわけですから、ちよつと時間、簡単にいっていただいても、その辺がちゃんと御答弁できるかどうかということだけ確認させていただきます。

○遠藤政府参考人 保証機関が返還請求業務を行うことになりました場合でございますが、学生が大学等を卒業した後に一定期間以上延滞した場合に限られるわけでございますが、その場合におきまして、保証機関は返還請求業務を適切に行い、返

還金の確保を図るということになるかと思えます。

それとも一方、奨学金事業は教育の機会均等を実施するための教育施策の一環として行っているものでございますから、保証機関における返還請求業務の実施に当たりまして、病気等で返還が困難となった場合の猶予あるいは死亡等による返還免除制度を設けるということになるわけでございます。

○石井(郁)委員 時間の関係で、私はもつと突っ込みたいんですけれども、しかし、まだ不明確なんですよ、いろいろと。本場にどんなふうにかが回収されていくのかという問題が、まだ考え方の基準も示されていません。

ここで私どもの心配しているのは、今まで育英会が行ってきた回収事業と基本的に変わらないという答弁もありますけれども、奨学金は金貸し業とかサラ金みたいなにはならない、そういう心配はないんだということを言われる人がありますけれども、もしそうだったら、本場に今後民間ローンのような取り立てにならないかということを言えるんだしたら、その担保は何なのか、そこをぜひ明確にしてください。

○遠藤政府参考人 担保というのがどういうものを指すのかちよつとあれでございますが、先ほど私が申し上げましたように、返還請求業務をするに当たりまして、やはり教育施策の一環ということで、病気等で返還が困難となった場合の返還猶予や死亡等による返還免除制度、これはきちんと引き続きやっていく。これはいわば民間機関の回収じゃないということでございますので、そういうことはきちんとやっていきたい、こう思っております。

○石井(郁)委員 では、ここで大臣にぜひ伺いたいと思いますが、今回保証料という考え方を入れたわけでしょう。先ほどからそれは自己責任とか自立とかいう言葉でも言われたりするんですが、保証料というのは明らかに学生に一定の負担をさせることですよ。そして、私たちは、やはり奨

学金というこの制度は国の責任で行うことだという、そこが崩されていくんじゃないかと。また考え方として、こういう保証料などという考え方を入れること自身が、やはり奨学金の考え方を逸脱しているものではないですか。そういう意味で、私は今回の考え方というのは本場に納得できるものではないというふうに思うんですね。

しかも、今お話しのように、法律には明文化されない、どうなるかこれからまだわからないことがいっぱいあるという中で、これは本場に、学生にとつて、あるいは国民にとつて、親にとつて、将来どんなふうになつていくのかということがあまいまま、審議することはできないと思うんですね。もつとしっかりしたデータもお出しただけなかりません。

時間が来ましたので、最後に、今尋ねましたけれども、保証料を取る、こういう考え方が本場に奨学金制度の考え方としていいのか、その延長として考えられることができるのかということを、一点、お答えください。

○遠山国務大臣 機関保証を新たに導入しようとしたしますのは、今は人的保証が必要でございますけれども、そういう人的保証というのは本人以外の人に保証してもらおうということでございます。その人的保証にかえて機関保証制度を活用することが、活用するか否かは本人が任意に選べるわけでございます。

今までのように人的保証でいきたい人は、それはそれでよろしい。しかし、そういう人的保証というところで、近親者とか親戚とかさまたまな人に迷惑をかけないで自分の責任でやっていくという人は、この機関保証制度を利用していただくというところでございまして、これは適当な連帯保証人などを確保することが困難な人にも、この奨学金を利用していただく、そういうチャンスを開くわけでございます。まさにそれしかやらないいけない、保証料を払わなくてはならないという制度にするわけではございません。そののとこ

ろを十分に御理解いただきたいと思えます。

○石井(郁)委員 終わります。

○古屋委員長 中西継介君。

○中西委員 私は、時間が三十分という制限された中ですから、海洋研究開発機構についても聞きたいんだけど、できません。きょうは、支援機構のみについてお聞きをしようと思っております。

まず奨学金制度でありますけれども、私は、育英会を廃止する理由が極めて不明だと思っております。なぜ支援機構に、このことがどうしても納得できません。というのは、六十年間、この現行奨学金制度で、不十分でありましたけれども、教育の機会均等を支えてきたという日本育英会、これを廃止して、採算、効率性重視の独立行政法人へと向かうわけであります。

現行の日本育英会を廃止する理由、これは、もとも出てきたときには、二〇〇一年、石原行革担当相が二点挙げていますね、民業圧迫と滞納過多。しかし、民業圧迫と言うけれども、銀行、公庫の対象外の未成年者に貸与するわけでありまして、あるいは、滞納過多と言うけれども、先般大臣が答弁しておりましたように、先ほどございましたが、六十年間三百五十六億、回収率九八％。したがって、石原行革担当相が言ったことは全部否定されてきているんです。

もう一つ言わせてもらえば、返還の滞った場合の回収の仕方とか、育英会と変わらない免除、猶予もすると言っておるし、保証料は、先ほどシミュレーションで決まったかのごとく言っておりますけれども、こういうような状況の中で、そもそも育英奨学金事業に担保は不要なんです。こういう点を考えると、廃止する理由というのはなくなるんじゃないか。

これに対する反論があるんだからおっしゃってください。

○遠山国務大臣 今回の特殊法人改革、これは、重要な国家機能を有効に遂行するにあつた、簡素で効率的で透明な政府を実現するという行政

の構造改革の一環でございまして、改革に当たっては、廃止、民営化を含めた見直しを行うこととされているところでございます。

日本育英会につきましては、長い実績を持って、大変重要な役割を果たしてまいっているわけでございまして、奨学金の充実を図るという政府方針を前提とする一方で、より効率的、合理的なスキームへの見直しを行う、そして、これを廃止した上で、国の学生支援業務と統合をして、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置するというのが、平成十三年十二月の特殊法人等合理化計画において閣議決定されたところでございます。

私は、今回の新たな機構の設置によりまして、現行の奨学金制度の大枠はしっかりと維持をしながら、学生支援関係の窓口が一元化されて、総合ネットワークが構築されるわけでございまして、これによって、学生、これは日本人のみならず外国の留学生も入るわけでございまして、学生に与ってわかりやすく、しかも質的に充実をした支援が行われるということ、さらには、独立行政法人としての弾力的、効率的で透明性の高い運営を行うことができるというふうを考えているところでございます。今回の機構を新たに設置することによりまして、国民の期待あるいは社会のニーズに一層こたえられる法人となるように努めていきたいというふうに考えております。

○中西委員 今の答弁を聞いていますと、反論にはなっていないですね。行政構造改革をするから、あるいは見直しをするからとか総合的だとか言っていますけれども、本当にあなたがおっしゃるようなことがあるなら、私たちが少しでも今のそれを変えさえすれば、何も問題はないと私は思います。そして、弾力的だとかなんとかいう、言葉でこれをこまかしちゃいけません。近ごろの答弁は非常にそれが多過ぎる。

ですから、本当に奨学金制度そのものをやはり、先ほどからも皆さんがずっと述べられましたから、私、ここでは時間がありませんから述べませ

んけれども、指摘をしてきたところですよ。例えば保証料の問題にいたしまして、あるいは数の問題にしても、たくさん問題があるんじゃないですか。

そこでもう一つ、今度は奨学金制度の理念が、先ほどから聞いておられます、どうもぴしっと整理されていないのではないかと気がします。

御存じのように、国際人権規約A規約について、一九七八年、十三条二の(b)及び(c)、これを留保して以来、一九九八年八月、第二回の報告、二〇〇一年八月、質問に対する政府回答、特に、この中にも述べられておりますけれども、留保の理由の中に、後期中等教育、高等教育にかかわる機会均等については、経済的な理由により修学困難な者に対する奨学金制度、授業料免除措置などを通じて推進している、したがって、規約の規定の適用に当たり、「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保するとまで言っています。特に、ここに挙げました修学困難な者に対する奨学金制度とか授業料免除措置、こういうことを推進しておるから、国際的なこういういろいろな指摘に対してこれを留保しておるわけですね。

そして、二〇〇一年の九月におきまして、今度は留保を撤回することを要求するという問題まで出てきておりますし、最終的に、委員会としては懸念を表明するという状況まで出てきておるわけですね。

そして、二年の十一月二十九日、最終見解に対する締約国の意見として、締約国の具体的な判断にゆだねられるべきであるということで、国際的にも大変問題になっていきます。

途省事きましただから、わかりにくいかと思えますけれども、大体御存じだと思います。

そこで、一九七八年以降の回答書に見られるように、給付廃止、有利子導入、このとき、ずっと私はかわつてきたんですけれども、物すごく問題になったんですね。教育の機会均等を保障する

理念に財政的理由をして逆行しておるのではないかと私は思うんです。加えて、諸外国に比較したしまして、GDPに占める教育費の低さは目に余るものがあります。

留保の理由に教育の機会均等を図るため奨学金支給事業を掲げるのであれば、負担の公平のみを求めるのでなくて、大臣が負担の公平を言うわけですから、これを求めるのみでなくて、さらに奨学金制度の、額の拡大、さつきも出ていましたね、あるいは給付、無利子制度、こういうものを含む充実をどう図るかということが今文科省に課せられた一番大きな問題ではないか。

外国からの指摘もあり、それに対して慌てて答えて、その権限を留保するという理由の中に挙げているものすらも、先ほど申し上げたように、給付から無利子になり有利子になる、こういう経過というのはあるわけですね。

こういうところをちつとも反省もしていないし、矛盾と覚えておられないなら、大体、奨学金制度をどのように位置づけられておるのか。この点についてお答えください。

○遠山国務大臣 今、国際人権規約についてお触れになりましたけれども、この中で、高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育を導入せよということとございまして、日本は憲法上、教育の無償が国の責務としてかかっておりますのは、これは義務教育についてでございます。

それで、必要なことは、これを単純に批准するというようなことは、それはなかなか今日の日本の状況では難しいわけでございますけれども、同時に、我が方としましては、高等教育について、教育の機会均等ということで、奨学金の制度を十分にこれからも充実をし、やっていこう、そういう姿勢を述べた留保しているわけでございます。

そういう中で、奨学金事業というのは大変大事だということで、国の大きな政策の中でもしっかりと対応してまいっているところでございます。厳しい財政状況の中で、奨学金の予算につきまして

は、逐次、増を図ってきておりますし、制度的にもさまざまな手当てをしているわけでございます。

そういう中にありまして、教育費の全体の投入の額というのは確かに十分でない面もございまして。私どもとしては、そうした政府全体の抱えている多様な問題の中で、教育への財政的な投入というものの重要性を常に主張をし、そして、それなりの成果を毎年予算の中で示してまいっているところでございます。奨学金事業につきましても、そうした私どもの努力は今後もしっかりと続けていく、そのような考えでございます。

○中西委員 小泉総理は、米百俵問題を出しましたね。今の内閣というのは、少なくともそのような基本姿勢で臨むということが所信表明として出されておるんじゃないですか。このことをお忘れじやないと思いますよ。

しかも、今までの経過の中で、私が指摘をしましたように、あれほど私たちが反対をしたにもかかわらず、無償が無利子になり、無利子が有利子になり、一時は有利子の方がさらに拡大をされて凌駕するという形になってしまった。ようやく今度は無利子との関係がタイになったという状況でしよう。そうすると、留保する理由の中にわざわざ挙げておるのに、それが充実されていないということにお気づきじゃないですかと僕は言っているんです。そうしたら、財政事情だ、こう言うでしょう。さつき申し上げたように、GDP比、比較をしますと、日本は教育費は半分じゃないですか。

こういうこと等を考えると、教育というもののに対する基本姿勢が本当にあるかどうかという問題じゃないかと思えますよ。そのことを私は言っているんです。

ですから、先ほどから言うように、奨学金制度に対する基本的な理念というものを持った上で議論をしないと、なかなか皆さんとの関係はかみ合わないわけですよ。さつきから言われたような数の問題にいたしまして、あるいは額の問題にし

ても、あるいは返還問題等についても、いろいろ多くの問題が出されましたね。そういうことを私は指しておるんです。この点がわからなければ、これを語る資格がないと私は言うんですよ。もう一度お答えください。

○遠山国務大臣 先ほど来お答えしているとおりでございます。奨学金の重要性については言うまでもない、そして私としては、この厳しい財政状況の中で最大限努力をしまいたっている、その姿勢を今後とも貫くということでございます。

○中西委員 御本人が努力をしたから、それで私たちは押しつけられたんじゃないかですね。御本人が努力をしたから、してきています、だから我慢をしろというのは、それじゃ私たちは納得するわけがありません。では、あなたたちがGDP比を押し上げるためにどのように努力をしたか。これはまた別の機会にやりますけれども、こういう基本的な問題が欠けておるから、こういうものをやすやすとのもんでいくという形になるんですよ。

もう時間ありませんから次に移りますけれども、それだけ指摘をしておきます。

努力のないまま繰り上げ返還報奨金制度を廃止したり、猶予、免除と奨学金特有の制度があるのに、制度導入で銀行ローン化すべきでないと思えますけれども、効率化だとかいろいろないことを言うとは必ずそっちの方に、なぜかという、石原大臣が言いましたように、民業を圧迫しているということを指しているわけです。この点はどうなんですか。

○遠藤政府参考人 奨学金制度でございますけれども、教育の機会均等の確保と人材育成を図るための教育施策として、経済的理由により修学が困難な学生を対象に経済支援をすることを目的にしております。

制度面でいいますと、経済に困っている学生を対象に毎月貸与する、あるいは学力基準、会計基準により選考し、進級の際には教育的観点から学力等の適格認定を行う、無利子あるいは低利子な有

利子の制度である、返還期間が二十年以内と長期であり、かつ経済的理由による猶予制度や死亡等による免除制度を設けているといったことなど、営利を目的とする銀行の教育ローンとは趣旨及び制度が異なるものでございます。

この奨学金事業につきましては、その趣旨を踏まえまして、意欲と能力のある学生を支援するため、引き続き充実に努めてまいりたい、こう考えております。

○中西委員 では、そういう民業を圧迫しておるということで銀行ローン化はしないということは今言われたということで確認してよろしいですね。

次に、評価委員会は何を基準にして評価するのか。単年度会計で回収率を向上するため数値目標を設定すれば、返せる人しか貸さない制度になる可能性があると私は思いますけれども、この点、どうなんですか。

○遠藤政府参考人 日本学生支援機構の業務の評価でございますが、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会に、機構を担当する部会を設置して行うということになります。

評価委員会における評価でございますが、各事業年度や中期目標期間における中期計画や中期目標の達成状況等を調査分析しまして、その結果を考慮して、業務の実績全体について総合的な評価を行うということになるわけでございます。具体的な評価基準につきましては、返還率などの定量的な目標のみならず、例えば申請手続の簡素化の状況など、奨学金事業の趣旨に即した定性的な目標設定のあり方も検討していくことが必要である、こう考えております。

なお、返還率などの定量的な目標を定めた場合におきましても、奨学金事業は、人材育成及び教育の機会均等のために、経済的に修学困難な、実際に奨学金を必要とする者に対して学資を貸与するという事業の趣旨に変わりはないわけでございます。引き続き適切に事業の実施に努めてまいりたい、こう考えております。

○中西委員 内容的にはまだちょっと指摘をしなければなりませんけれども、この次の質問とかかわりがありますから、これだけで終わっておきます。

次に、高校奨学金の都道府県移管に際して、十年から十五年で二千億、目的交付金などと言っているようでありますけれども、十分な財源措置による予算配分、補助事業の一本化、各県格差問題を解消させていかなければならぬと私は思います。

なお、選考基準については経済的な基準を重視すべきであると思えますけれども、この点はいかがですか。

○河村副大臣 高校奨学金を都道府県に移管するに当たりましては、教育の機会均等の基本理念とそれから高校奨学金のセーフティネットといえますか、そういう役割がある、そういうことを考えるが、都道府県において、現在の日本育英会における貸与水準はきつと維持していただく、支障なく奨学金事業が実施できるようにということで、文部科学省としては必要な財政支援をきちんとやってまいりたいと考えておるところでございます。

都道府県に対しては、一定の期間にわたって奨学金事業の実施に必要な資金交付をいたしております。そして、その規模としては、日本育英会における貸与水準を維持するに必要な額として二千億程度ということでございまして、高校についてはこれまで、要望された方についてはその全員にという体制が整っております。これを維持していかなきゃならぬと思っております。これを維持していかなきゃならぬと思っておりますし、高校に進むところについては、委員御指摘のように財政的な面というのは非常に大きな視点だと私は思いますし、そういう考え方でいくべきであろう、私もそう思っております。

○中西委員 特に最後に言われたところあたりは、十分勘案をされてこれからも指導するべきであらうと思っております。

機関保証制度について、大臣は、学生の負担状況を考え、奨学金事業にふさわしい安定的な制度とすべく検討しておる、連帯保証人がない学生でも借りることができるなどときき答弁をしております。したように、いろいろ言われておりますけれども、保証料については、先ほどコミュニケーションをしたらいいんですけれども、先ほど私が指摘をいたしましたように、奨学金というものに担保をとるというこのやり方、これだけはやはり弱者救済に對するあり方として必要でないと私は考えますが、この点はどうなんですか。

○遠藤政府参考人 現在、日本育英会におきましては、奨学金の貸与を行う際に、返還の確実性を高める、こういう観点で連帯保証人等の人的保証を求めているわけでございます。また、これとともに、返還に際しましては、病气や被災等により返還が困難になった場合には返還の猶予や免除も行っている、こういう制度になっております。

また、今回、学生の利便性の向上を図るという観点から、機構におきまして、保証機関に一定の保証料を払うことによりまして、みずからの意思と責任におきまして奨学金の貸与を受けることが可能となる機関保証制度の導入を予定しているわけでございます。

奨学金事業は国の責務である教育の機会均等を確保する観点から実施しております。経済的困窮度の高い人ほど優先的に貸与することが求められる一方で、返還金を新たな貸与原資の一部として活用しまして、限られた財源の中で希望する学生に幅広く貸与するというのが必要だということでございます。やばいきちんと返還をしていただくことが大事でございますので、連帯保証人や保証人の確保、または保証機関への加入などを求めていくということは必要なことではないか、こう考えておる次第でございます。

○中西委員 特に今言われました後半の部分を重視をしていかなきゃならぬと思いますが、これはこれくらいで終わります。

そこで、もう一点。機構法案附則十条、日本育

英会の場合には一切の権利義務は機構に継承するという事になっていますが、留学生公益法人の場合は、附則十三条によりますと、これを読んでみても、労働債権なりが確保されたという解釈が困難であります。文科省関係特殊法人と公益法人は労働条件がほとんど同じようなレベルで今まで推移してきた経緯があるわけですね。この点、差別がないようにするかどうか、お答えください。

○河村副大臣 御指摘の点でございまして雇用関係については、基本的に関係の公益法人と職員間の問題にはなるわけでございますけれども、国としても、従来、関係の公益法人を通じて留学生支援施策等をやってまいりました経緯もございまして、これを踏まえながら、雇用の確保とそして職員の処遇、これは適切な処置をとられるように、今御指摘になったような差別とかそういうことのないように最善の努力をしていかなきゃならぬ、こう考えておるところでございます。

○中西委員 現行公益法人の職員が独立行政法人と継承公益法人に雇用されるような内容になっておりますけれども、不安あるいは疑心暗鬼、こういうことのないように、格差が生じないようにしなきゃならぬと思うんです。

例えば、私は、今までいろいろな特殊法人、統合だとか廃止だとかいうことをやってきたんですけれども、そのときに交流をしながら円満に、というのは、来年四月一日からこれは発足するわけですから、期間がありません、そういう中で強行していくわけですから、大変な重圧になっていくと思います。ですから、それを和らげるためには、交流なりなんなりを繰り返す中で、何年間かでそれを定着させていくという方法だつてあるわけですね。こうした点をお考えになっておるかどうかが。

○遠藤政府参考人 この日本学生支援機構と同時に、いわゆるその他の業務を行います法人が一つできるわけございまして、それにつきましては、当然、職員間の交流ということをする中でそれぞれの業務が円滑に行われるということになろう

か、こう思っております。

○中西委員 それでは、残る時間を、文科省の参議院における答弁、あるいは私が聞いた説明について再確認をしておきたいと思うんです。

この法案附則十三条で継承公益法人に移管される業務と基準について、文科省の答弁、説明の中に収入の上がる事業として幾つか挙げられているけれども、機関保証制度、この点については私はちよつと疑問があるんですが、この制度で別機関設立ということが見込まれておるようでありませうけれども、こういうことも入るのですか。

○遠藤政府参考人 機関保証の具体的実施主体については検討中ではございますが、その際、日本学生支援機構が行う奨学金事業と十分連携していくことができる公益法人を実施主体とするのがやはりいいのではないかと考えておるわけでございます。

その場合、例えば、日本学生支援機構設立に際しまして、同機構に継承されない業務を実施するために存続することとなる関係公益法人におきまして、先ほど申しましたように、人事交流を行うなど、奨学金事業に関するノウハウを活用することとを前提にして保証業務を実施していただくということも視野に入れながら検討しているというところでございます。

○中西委員 時間が終了しましたので、ちよつと残りだけ、宿題を与えておきますので、よろしいでしょうか。

一つは、留学生関係の公益法人二百二十三人中、独法百五十人、継承公益法人四十から五十、その他大学等に残りを配置すると聞いておるけれども、これがどうなのかということ。

継承公益法人は保証金がなくなるようになっておるから、補助金で運営が可能であつたものが集合するので、側面支援をし、自立できるようにシミュレーションし、資産を配分すると説明を聞いておるけれども、将来不安のないよう、無責任なことにならないような措置をすべきと思う。この点について検討しておくべきだと思いますが、よ

ろしいですね。

○古屋委員長 答弁は、今回の質疑の際に求めるようにいたします。

次回は、来る六月四日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会